

一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

平成 2 2 年 1 2 月

土 岐 市

一般廃棄物処理基本計画 目次

第1章 計画策定の目的

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象区域	3
4. 計画の範囲	3
5. 計画の目標年次	3

第2章 計画策定の基本的事項

1. 本市の概況	4
(1) 沿革	4
(2) 位置	4
(3) 地勢と自然	5
(4) 気候	5
2. 人口動態	5
(1) 人口及び世帯数	5
(2) 人口の年齢構成	6
3. 市街地・集落等の動向	8
4. 産業の動向	9
(1) 産業別就業人口	9
(2) 農業	11
(3) 商業	12
(4) 工業	13
5. 関連計画	14
(1) 岐阜県廃棄物処理計画	14
(2) 総合計画	15
(3) 将来計画	16

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況及び課題	17
(1) ごみ処理フロー	17
(2) ごみ処理体制	18
(3) ごみ処理の実績	22
(4) ごみ処理の評価	30
(5) ごみ処理の課題	36

2. ごみ処理行政の動向	38
3. 基本的方針	40
4. ごみの排出抑制・再資源化・最終処分に関する目標	41
5. ごみの排出抑制のための方策に関する事項	43
(1) 行政の役割	44
(2) 住民の役割	45
(3) 事業者の役割	46
6. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	47
7. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	48
(1) 収集・運搬	49
(2) 中間処理	50
(3) 最終処分	50
8. ごみ処理施設の整備に関する事項	50
9. その他ごみの処理に関し必要な事項	51
(1) 廃棄物減量等推進協議会	51
(2) 災害対策	51
(3) 不適正排出対策及び不法投棄防止対策	51

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状と課題	52
(1) 生活排水処理行政の沿革など	52
(2) 生活排水処理体系	53
(3) 生活排水処理主体	54
(4) 処理形態別人口等の推移	54
(5) 生活排水処理施設	56
(6) し尿・浄化槽汚泥の収集・処理実績	58
(7) し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量	59
2. 生活排水処理の課題	60
(1) 生活雑排水処理の課題	60
(2) 浄化槽の適正な維持管理の課題	60
(3) し尿・浄化槽汚泥の処理の課題	60
3. 生活排水処理基本的方針	61
(1) 生活排水処理に係る理念、目標	61
(2) 生活排水処理施設整備の基本方針	61
(3) 達成目標	61
4. 処理形態別人口等の将来見通し	62
5. 生活排水処理基本計画	64

（１）処理の目標	64
（２）処理主体	64
（３）生活排水処理計画	65

第５章 計画の推進

１．計画の推進体制	68
２．計画の推進と公表	68

資料編

資料１ ごみの見通し表（目標）	69
資料２ ごみの見通し表（予測）	70

第 1 章 計画策定の目的

1. 計画策定の趣旨

我が国は、社会経済の発展と生活様式の変化に伴い、物質的豊かさや利便性を手に入れてきた一方、その大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、化石燃料等の天然資源の枯渇や環境負荷の増大といった社会問題を引き起こしてきました。そのため、我が国が持続的に発展するには、現在の社会経済システムを根本的に改め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した「循環型社会」に転換していく必要があります。

国は、平成 12 年を「循環型社会元年」と位置づけ、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種の廃棄物・リサイクル関連法を制定・改正するなど、循環型社会に向けた法整備を進めてきています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という)においては、市町村、県、国の役割が明確となり、一般廃棄物の処理は市町村固有の自治事務、産業廃棄物の処理は排出者責任が基本とされ、その処理に係る許認可等の事務は県への法定受託事務として位置づけられています。

市町村は、廃棄物処理法の第 6 条第 1 項に基づき、目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、当該市町村の区域内の一般廃棄物の適切な処理・処分を行うため、一般廃棄物処理計画を定めることが義務づけられています。

その中で、平成 20 年 3 月に循環型社会形成推進基本法に基づく第 2 次循環型社会形成推進基本計画が改定され、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとされ、この考え方を踏まえ、平成 20 年 6 月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改訂されました。

このことから、土岐市(以下、「本市」という。)は、循環型社会の構築を目指すための一般廃棄物の発生・排出抑制、資源化、中間処理、最終処分等の長期的な基本姿勢・目標とこの先 15 年間の施策を描くことを目的として、一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)を定めます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、一般廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、適正な処理及び処分を進めるために必要な基本事項を定めるものです。

本計画と関連計画との位置づけを整理すると図 1-1 に示すとおりであり、本計画は、本市の総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

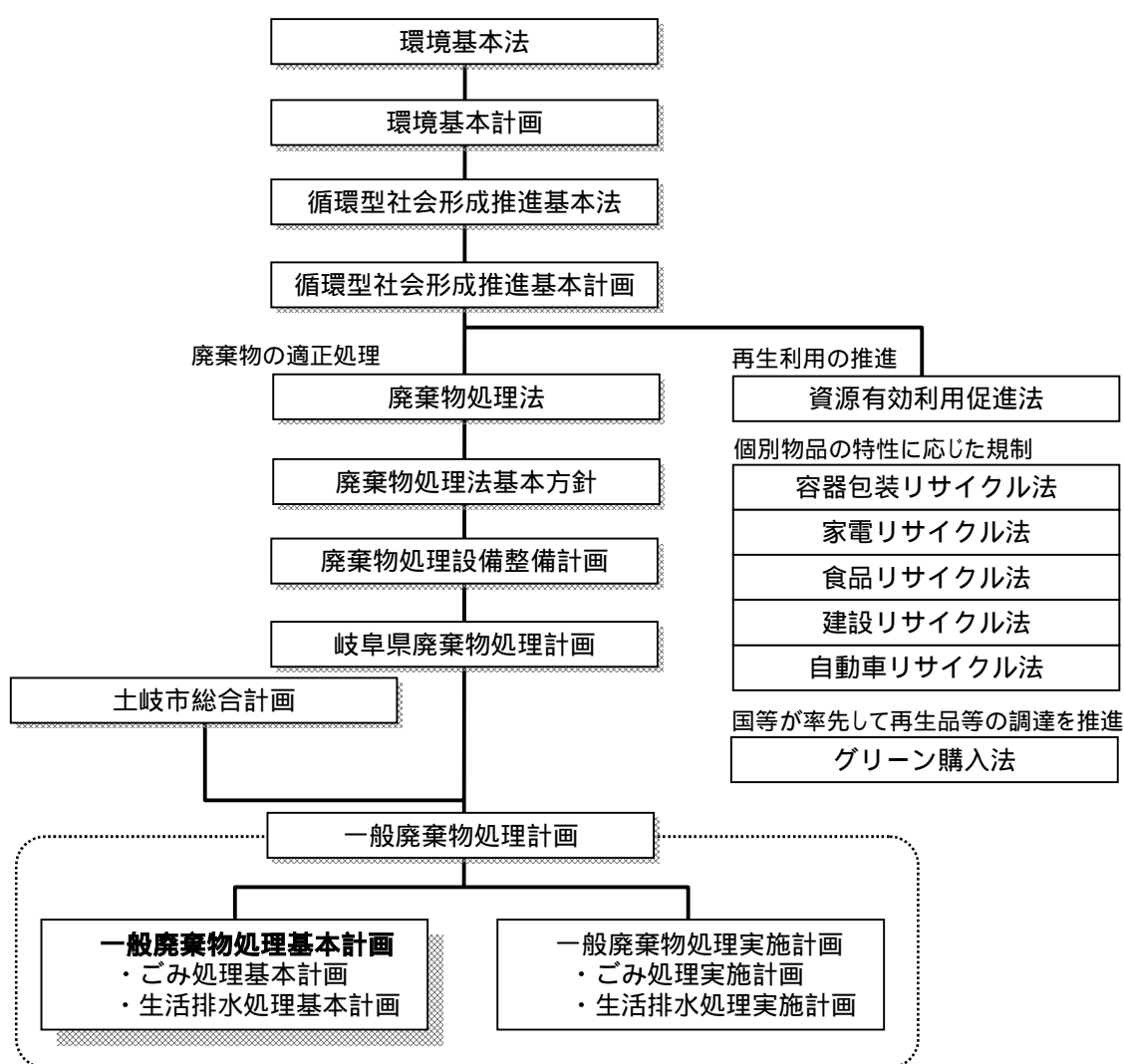


図 1-1 計画の位置づけ

3 . 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

4 . 計画の範囲

本計画が対象とする範囲は、本市において発生する一般廃棄物とします。

5 . 計画の目標年次

本計画の目標年次は、平成 23 年度より 15 年後の平成 37 年度とします。

目標年次：平成 3 7 年度

なお、計画は 5 年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

第2章 計画策定の基本的事項

1. 本市の概況

(1) 沿革

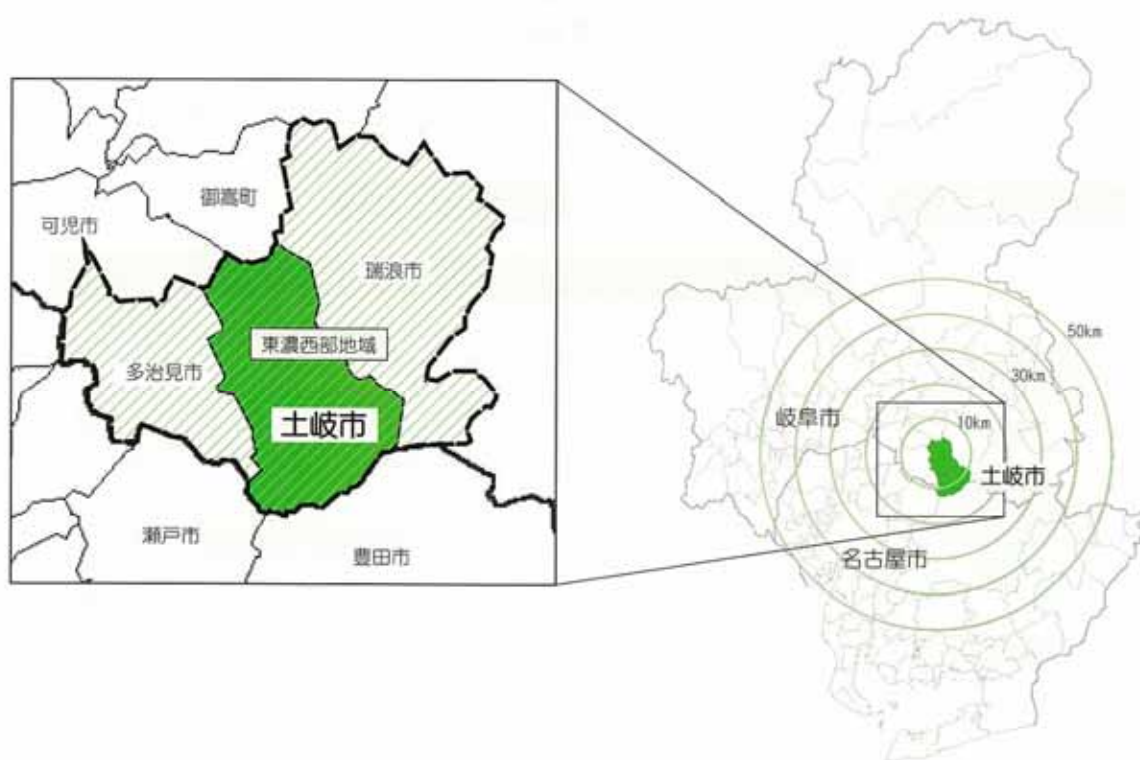
明治35年の国鉄中央本線の開通、昭和27年の国道19号の指定と道路改良により、中部圏の中核都市である名古屋市との結びつきが深まり、今日の都市としての発展の基礎が築られました。

昭和30年2月に、町村合併促進法に基づき、土岐津町、下石町、妻木町、駄知町、泉町の5町と、鶴里村、曾木村、肥田村の3村が合併して「土岐市」が誕生しました。

平成14年7月からは多治見市、瑞浪市、笠原町との合併に関し法定合併協議会を設置し協議を行ってきましたが、平成16年1月の住民意向調査の結果を受けて、単独市としての途を選択し、現在に至っています。

(2) 位置

本市は、岐阜県の東南部に位置し、東は瑞浪市、西は多治見市及び可児市、南は愛知県瀬戸市、豊田市、北は御嵩町に接しています。名古屋市からは40km圏にあり、鉄道で名古屋駅まで約40分の距離にあります。



出典：第五次土岐市総合計画 2006～2015

図 2-1 位置図

(3) 地勢と自然

本市は、東西10.58 km、南北17.47 km、面積は116.16 km²で、その約7割を丘陵地が占めています。地形は南に高く北に低く、特に南部は急峻な山地となっています。中央部の丘陵地は、陶土採掘や窯業用燃料として樹木を伐採したため、昭和初期にははげ山と化していましたが、その後約50年間にわたり治山事業が続けられ、現在は緑豊かな丘陵が取り戻されています。

市街地は、北部を横断する土岐川流域および支流の肥田川、妻木川流域の平坦部に開け、中央丘陵を環状に取り巻くように形成されています。

(4) 気候

平均気温15 前後、平均湿度70%と温和な気候であり、年間降水量は1,500mm程度、夏季の降水量が多く、降雪は少なくなっています。

2. 人口動態

(1) 人口及び世帯数

本市の人口は、県内で10位にあたり、県人口に占める割合は、平成21年度で2.91%となっています。

過去10年間の人口及び世帯数の推移は表2-1及び図2-2に示すとおりです。

人口は減少傾向に、世帯数は増加傾向を示しています。人口よりも世帯数の増加率が大きいために1世帯あたりの人数は緩やかに減少しています。

表2-1 人口及び世帯数の推移

項 目	人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯あたり人数（人）
平成12年	63,283	19,730	3.21
平成13年	63,035	19,989	3.15
平成14年	62,877	20,213	3.11
平成15年	62,650	20,300	3.09
平成16年	62,606	20,573	3.04
平成17年	62,103	20,278	3.06
平成18年	61,779	20,445	3.02
平成19年	61,462	20,653	2.98
平成20年	61,074	20,858	2.93
平成21年	60,811	21,051	2.89

出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」（各年10月1日の値、外国人含まず。）

本計画において、端数処理のため合計があわない場合があります。

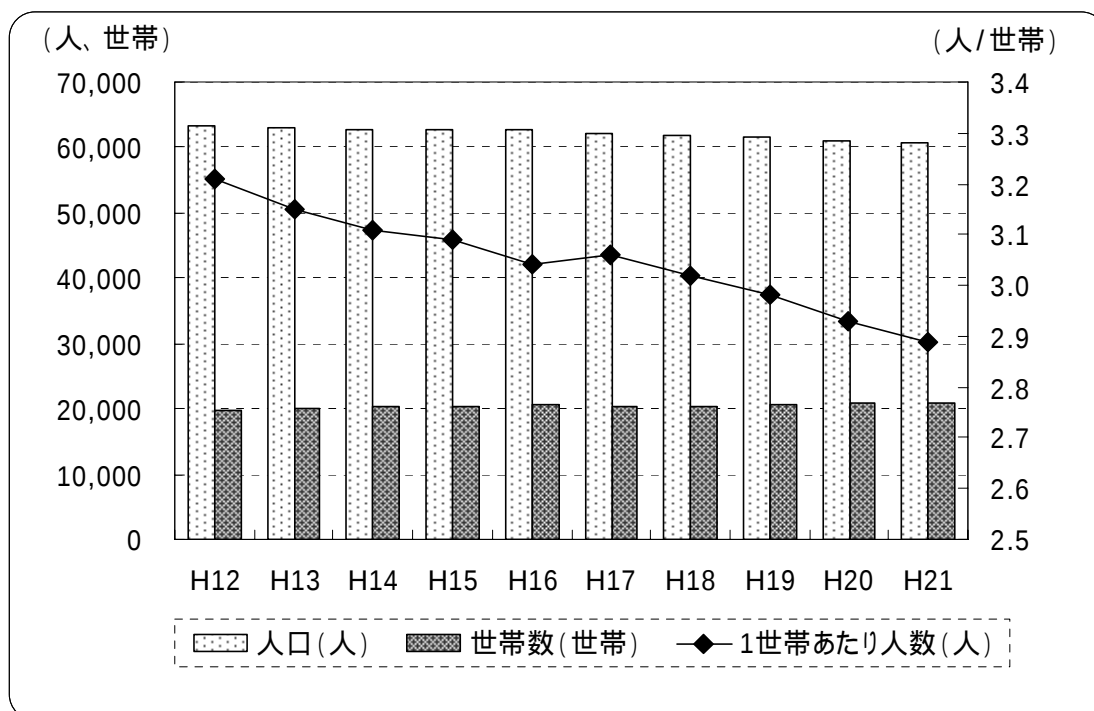


図 2-2 人口及び世帯数の推移

(2) 人口の年齢構成

本市の年齢構成は、表 2-2、図 2-3 及び図 2-4 に示すとおりです。

年少人口 (0 ～ 14 歳) と生産年齢人口 (15 ～ 64 歳) は減少傾向にあり、老年人口 (65 歳以上) は増加しています。

団塊の世代が多い人口構造となっているため、今後高齢化が急速に進み、子供の人口が大きく減少していきます。

表 2-2 年齢構成別人口の推移

項 目	単位：人		
	15歳未満	15～64歳	65歳以上
昭和60年	13,710	44,598	7,000
平成 2年	11,505	44,991	8,444
平成 7年	10,532	44,525	10,573
平成12年	9,363	41,207	12,690
平成17年	8,331	38,964	14,802
岐阜県(H17)	305,845	1,357,583	442,124

出典：総務省「国勢調査」

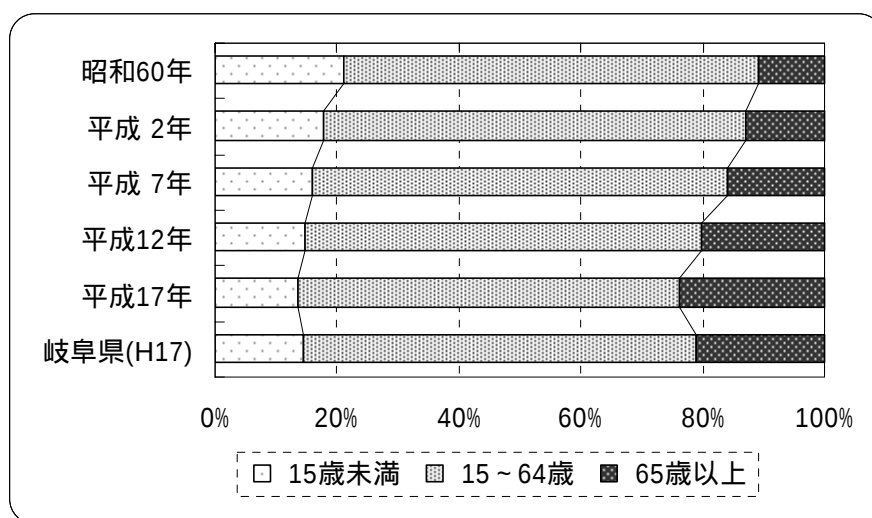
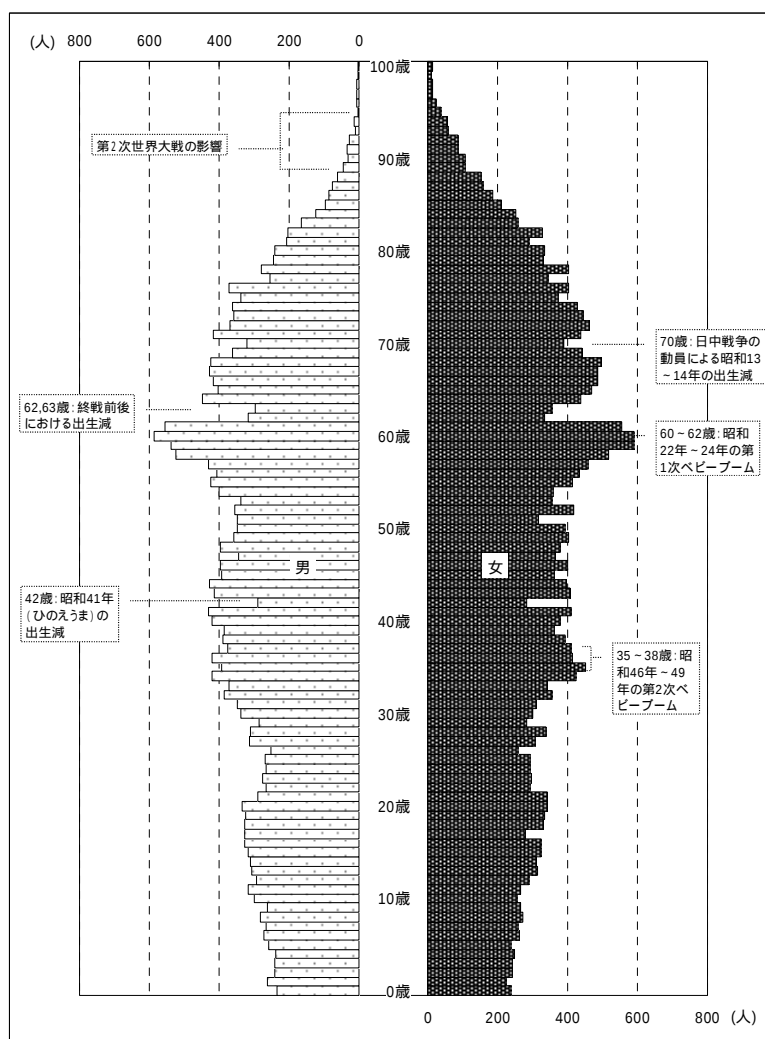


図 2-3 年齢構成別人口割合の推移



出典：県統計課「岐阜県人口動態統計調査」

図 2-4 人口ピラミッド（平成 21 年）

3．市街地・集落等の動向

(1) 市街地・集落等の動向

本市は、土岐市駅周辺の 41.2ha を中心市街地として位置づけ、「土岐市中心市街地活性化基本計画」に基づき、市街地の整備改善および商業等の活性化を一体的に推進しています。

住宅・住環境については、「土岐市住宅マスタープラン」に基づき、市域を土岐津・西部丘陵（土岐プラズマ・リサーチパーク）・西陵（下石・妻木）・鶴里・曾木・駄知・肥田・泉（泉地区の中央自動車道以南）・北部丘陵地域（泉地区の中央自動車道以北）の 9 つの地域に分け、それぞれの地域に応じた整備方針を定めるとともに、高齢化が進み、居住環境の安全性に対する意識が高まる中、既存ストックを有効に活用しながら、定住人口の確保や高齢者住宅対策、住まいの安全確保に取り組んでいます。

4. 産業の動向

(1) 産業別就業人口

本市における産業大分類別就業人口の推移は表 2-3 及び図 2-5 に示すとおりです。また、平成 13 年度から平成 18 年度における産業大分類別の事業所数及び従業員数は表 2-4 及び表 2-5 に示すとおりです。

平成 18 年度における本市の就業者人口は 26,412 人で、5 年間で 2,412 人の減少となっています。

事業所の従業員数における産業構造をみると、製造業が 33.3%、次いで卸売・小売業が 24.0%とこの 2 業種で就業者数の 5 割以上を占めています。

表 2-3 産業別大分類就業人口の推移

単位：人

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	就業人口
平成13年	39	12,606	16,179	28,824
平成16年	22	10,925	12,537	23,484
平成18年	23	10,374	16,015	26,412
岐阜県(H18)	4,604	309,370	639,299	953,273

出典：総務省統計局「事業所・企業統計調査」

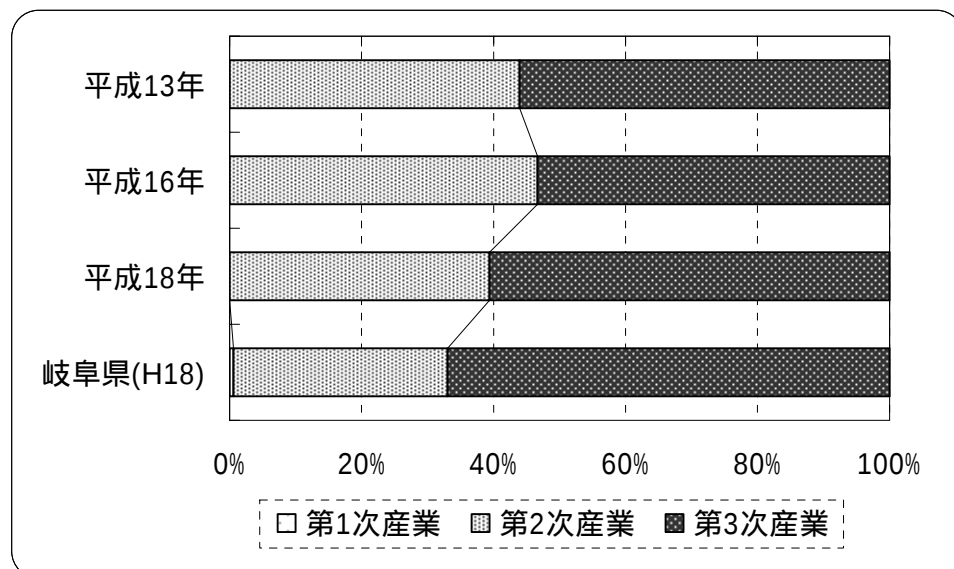


図 2-5 産業大分類就業人口割合の推移

表 2-4 産業大分類別事業所数及びその比率

単位：事業所

産業大分類	平成16年		平成18年	
	事業所数	比率(%)	事業所数	比率(%)
農林漁業	1	0.0	3	0.1
鉱業	5	0.1	4	0.1
建設業	358	9.1	346	8.6
製造業	1,274	32.3	1,187	29.5
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	3	0.1
情報通信業	7	0.2	9	0.2
運輸業	90	2.3	97	2.4
卸売・小売業	1,060	26.9	1,086	27.0
金融・保険業	35	0.9	34	0.8
不動産業	52	1.3	55	1.4
飲食店、宿泊業	361	9.1	355	8.8
医療、福祉	121	3.1	168	4.2
教育、学習支援業	62	1.6	105	2.6
複合サービス事業	32	0.8	40	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	489	12.4	508	12.6
公務(他に分類されないもの)	-	-	24	0.6
合計	3,947	100	4,024	100

出典：総務省 事業所・企業統計調査

表 2-5 産業大分類別就業者数及びその比率

単位：人

産業大分類	平成16年		平成18年	
	就業者数	比率(%)	就業者数	比率(%)
農林漁業	22	0.1	23	0.1
鉱業	58	0.2	10	0.0
建設業	1,633	7.0	1,568	5.9
製造業	9,234	39.3	8,796	33.3
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	42	0.2
情報通信業	25	0.1	63	0.2
運輸業	973	4.1	1,191	4.5
卸売・小売業	5,977	25.5	6,338	24.0
金融・保険業	328	1.4	277	1.0
不動産業	162	0.7	159	0.6
飲食店、宿泊業	1,521	6.5	1,605	6.1
医療、福祉	1,256	5.3	2,283	8.6
教育、学習支援業	241	1.0	1,042	3.9
複合サービス事業	200	0.9	246	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	1,854	7.9	2,445	9.3
公務(他に分類されないもの)	-	-	324	1.2
合計	23,484	100	26,412	100

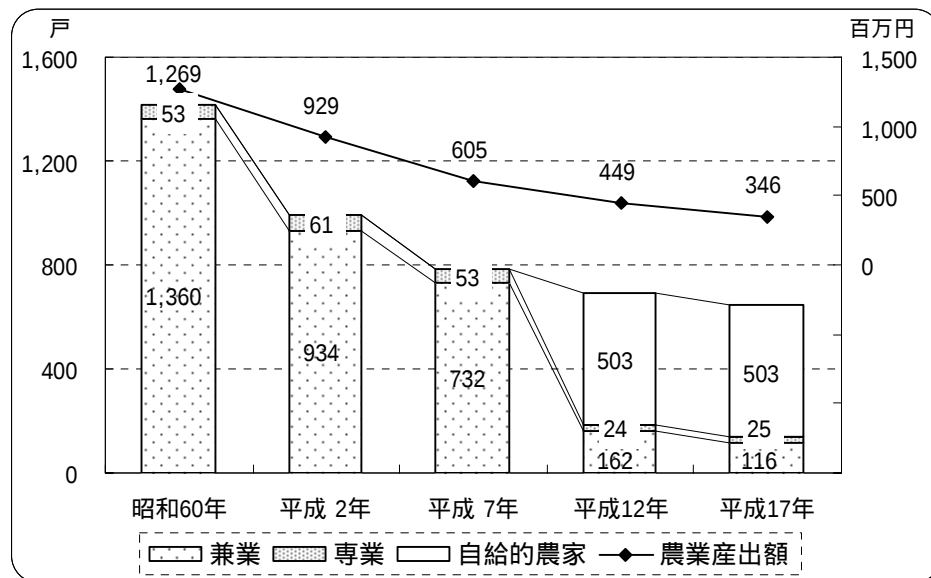
出典：総務省 事業所・企業統計調査

(2) 農 業

本市における農家数及び農業人口の推移は図 2-6、平成 17 年度における農業産出額割合は図 2-7 に示すとおりです。

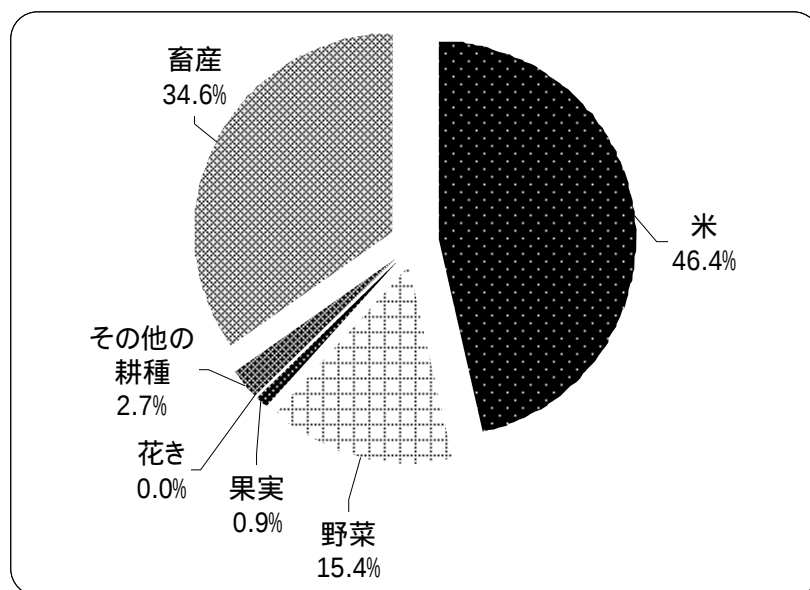
農業産出額の内訳は、稲作及び畜産を合わせて 80%以上を占めています。

農家数、農業産出額とも減少傾向にあり、農業従事者の高齢化も進んでいるのが実情です。



出典：農林水産省「世界農林業センサス」、岐阜県「岐阜県統計書」

図 2-6 農家数及び農業人口の推移



出典：農林水産省「2005 年世界農業センサス」

図 2-7 農業産出額割合（平成 17 年度）

(3) 商 業

本市における商業の概況は表 2-6 及び図 2-8 に示すとおりです。

小売店においては、経営者の高齢化や後継者難もあり、多様化する消費者ニーズに十分対応できなくなっています。最近では、近隣市へ大型店が出店するなど消費者の流れも大きく変化しています。

これらの影響を受けて、事業所数、従業員数及び年間商品販売額は減少傾向を示しています。

表 2-6 商業の概況

項目	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)		
	計	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業
平成 3 年	1,393	548	845	6,238	3,251	2,987	189,733	126,092	63,641
平成 6 年	1,255	500	755	6,865	3,393	3,472	189,278	122,633	66,645
平成 9 年	1,208	475	733	6,490	3,210	3,280	182,638	117,712	64,926
平成11年	1,234	493	741	6,903	3,345	3,558	170,450	112,087	58,363
平成14年	1,114	435	679	6,166	2,714	3,452	143,472	87,898	55,574
平成16年	1,047	421	626	5,793	2,553	3,240	132,925	84,148	48,777
平成19年	1,012	365	647	6,202	2,282	3,920	132,636	70,904	61,732

出典：経済産業省「商業統計」、岐阜県「岐阜県統計書」

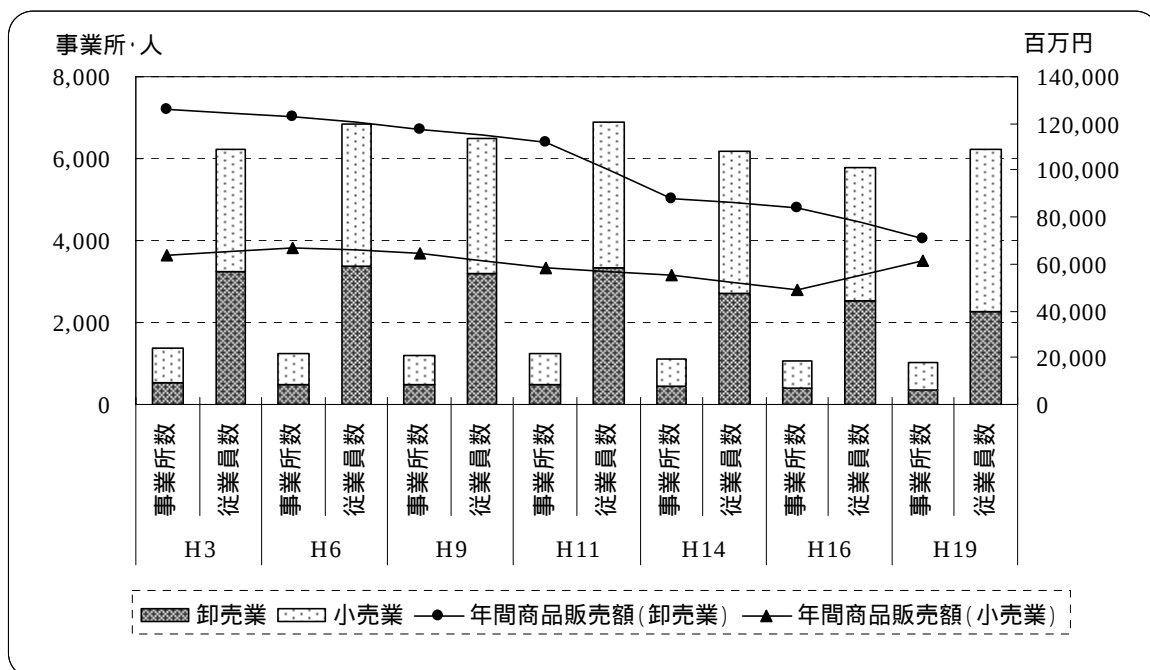


図 2-8 商業の概況

(4) 工業

本市における工業の概況は表 2-7 及び図 2-9 に示すとおりです。

製造品出荷額は横ばい傾向を、事業所数及び従業員数は減少傾向を示しています。

表 2-7 工業の概況

項 目	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成 12年	1,377	10,195	12,804,880
平成 13年	1,304	10,055	11,887,596
平成 14年	1,236	9,553	13,032,318
平成 15年	1,175	9,209	12,380,053
平成 16年	499	7,239	11,552,747
平成 17年	522	7,504	12,187,950
平成 18年	459	7,353	12,370,669
平成 19年	433	7,329	14,034,994
平成 20年	458	7,376	13,741,420

出典：経済産業省「工業統計」(4人以上)

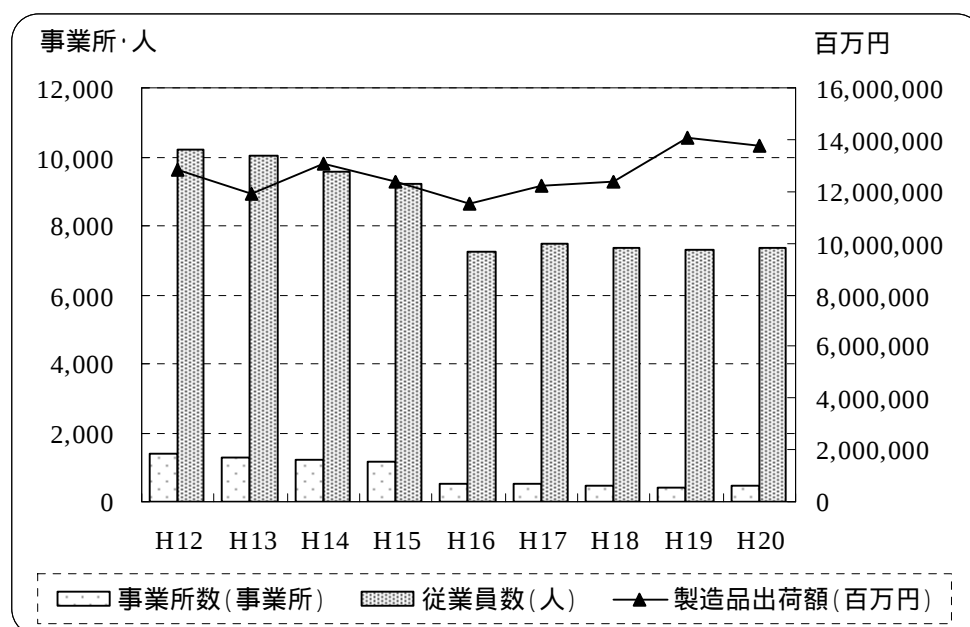


図 2-9 工業の概況

5．関連計画

(1) 岐阜県廃棄物処理計画

岐阜県は平成 20 年 1 月に「岐阜県廃棄物処理計画」を改訂し、その中で、市町村の役割として、一般廃棄物処理計画の策定、発生抑制、排出抑制、再資源化の推進、リサイクル製品の率先使用、情報公開の推進等下記の内容を示しています。

【発生量の抑制と資源化の推進】

一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図ります。

- 自ら廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努め、リサイクル製品の調達を率先して行います。
- 一般廃棄物の有料化の導入又は見直しを推進します。

【適正処理の推進と不適正処理の防止】

一般廃棄物の発生抑制のための方策や適正処理に関する基本的事項等を定めた一般廃棄物処理計画を策定し、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を生活環境上支障が生じないように収集し、運搬し、処分します。

- 一般廃棄物処理業の許可、変更許可及び取消しを適切に行うとともに、一般廃棄物処理業者、事務所、事業場へ適切な指導を行います。
- 「岐阜県ごみ処理広域化計画」に基づき、他の市町村との連携等による広域化の取組みを推進し、一般廃棄物の効率的な循環的利用、処分しなければならないものについて適切な中間処理及び最終処分の確保に努めます。運営においては、必要に応じて有料化や P F I の活用を検討します。
- 災害廃棄物処理計画を作成することにより、災害発生時における廃棄物の適正かつ円滑な処理体制を確保します。
- 一般廃棄物の処理に関する事業の実施にあたっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その能率的な運用に努めます。
- 不法投棄等への監視・指導を行い、不適正処理の未然防止と早期発見に努めます。

【廃棄物に関する情報公開の推進及び普及啓発】

廃棄物処理施設に対する信頼性を高める上で、住民に対して、現在稼働中の施設に関する情報を積極的に公開します。

廃棄物の抑制及び適正処理を確保するため、住民及び事業者の意識の啓発を図ります。

- 環境教育・環境学習の推進やごみ減量、再資源化についてのアイデアや意見を聴取したり、情報提供に努めます。

(2) 総合計画

本市では「土岐市第五次総合計画」を策定し、「“ 緑、美濃焼、先端技術 ” みんなで創る快適・交流都市」をめざす将来都市像として、基本構想、基本計画、実施計画の展開を掲げています。

また、基本目標のひとつとして、「安全 ～潤いと安らぎのあるまち～」を掲げ、基本計画の中で、廃棄物処理・リサイクルの推進として、ごみの適正処理、ごみの減量化とリサイクルの推進及び産業廃棄物の処理を施策の展開として掲げています。



出典：第五次土岐市総合計画 2006～2015

図 2-10 将来都市像のイメージ図

(3) 将来計画

土地利用構想として、地域を住居ゾーン、商業ゾーン、研究開発・産業ゾーン及び自然・緑化ゾーンによる分けと、拠点・ネットワーク形成として、中心交流拠点、研究交流拠点、自然・観光交流拠点、自然・複合交流拠点、交流ネットワークを基盤に市民一人ひとりがゆとりと潤いを実感できる都市の構築を目指しています。

将来都市像に基づき掲げた「参画～自立と協働のまち～」「活力～元気を生み出すまち～」「育成～豊かな心を育むまち～」「安心～みんなの笑顔が輝くまち～」「安全～潤いと安らぎのあるまち～」「創出～ゆとりを実感できるまち～」の6つの基本目標の実現に向け施策を進めています。



出典：第五次土岐市総合計画 2006～2015

図 2-11 土地利用構想図

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状及び課題

(1) ごみ処理フロー

平成22年度における本市のごみ処理フローは、図3-1に示すとおりです。

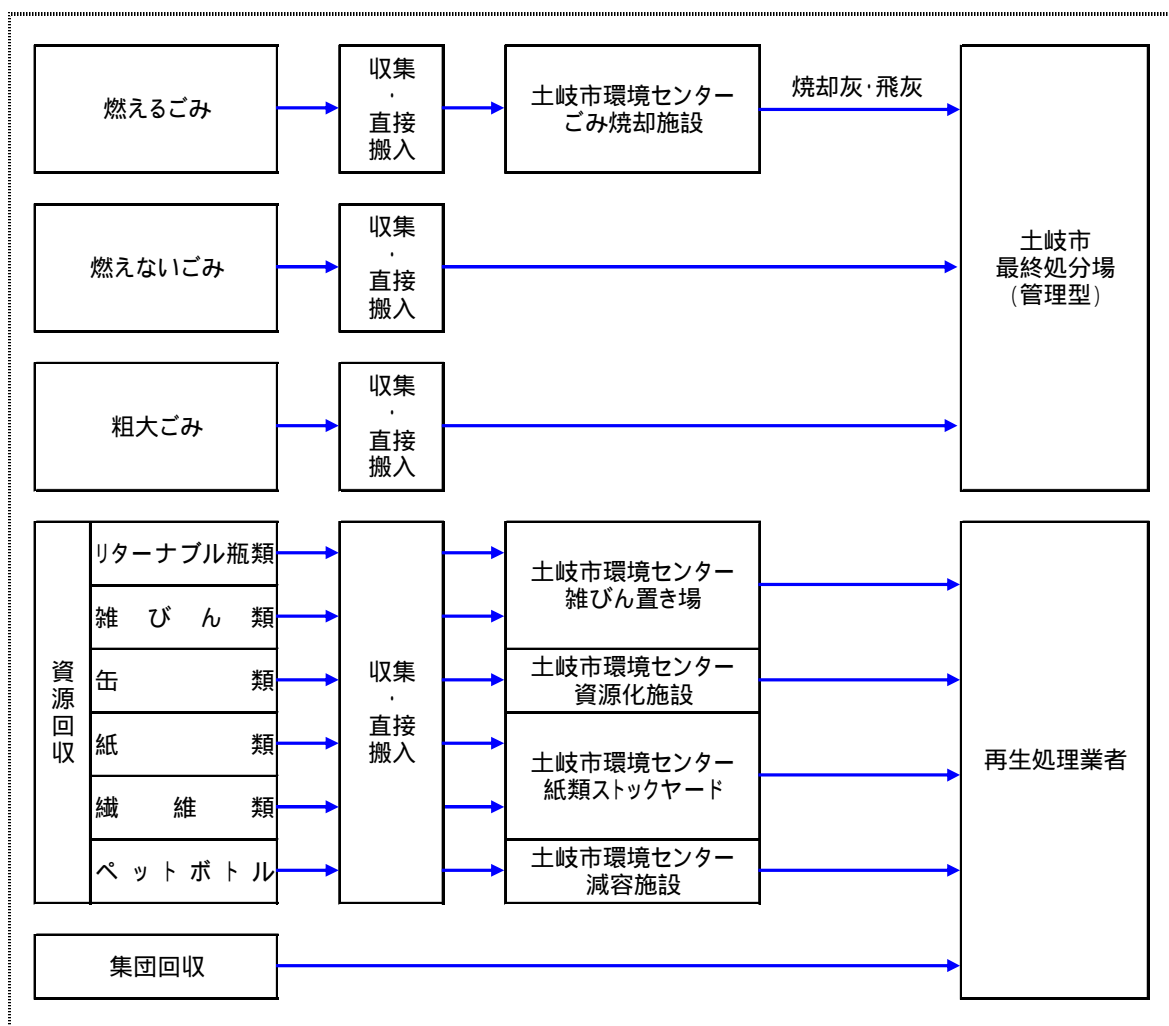


図3-1 ごみ処理フロー（平成22年度）

(2) ごみ処理体制

ごみの資源化

収集前段階における資源化を促進するため、自治会に対しては、減量化・資源化事業促進奨励金制度による資源回収、小中学校のPTA等の公的団体に対しては、集団回収奨励金制度による集団回収を行ってきました。

集団回収量は表 3-1 及び図 3-2 に示すとおりですが、年々回収量が減少しています。

表 3-1 集団回収量

単位：t

年度	H17	H18	H19	H20	H21
集団回収	1,718.1	1,711.3	1,592.0	1,557.2	1,415.3
リターナブル瓶類	11.8	10.9	9.2	8.6	6.9
缶 類	9.2	9.2	8.7	9.0	8.4
紙 類	1,589.8	1,587.5	1,468.4	1,440.8	1,307.8
繊維類	107.3	103.7	105.8	98.7	92.3

* 端数処理のため合計は一致せず。

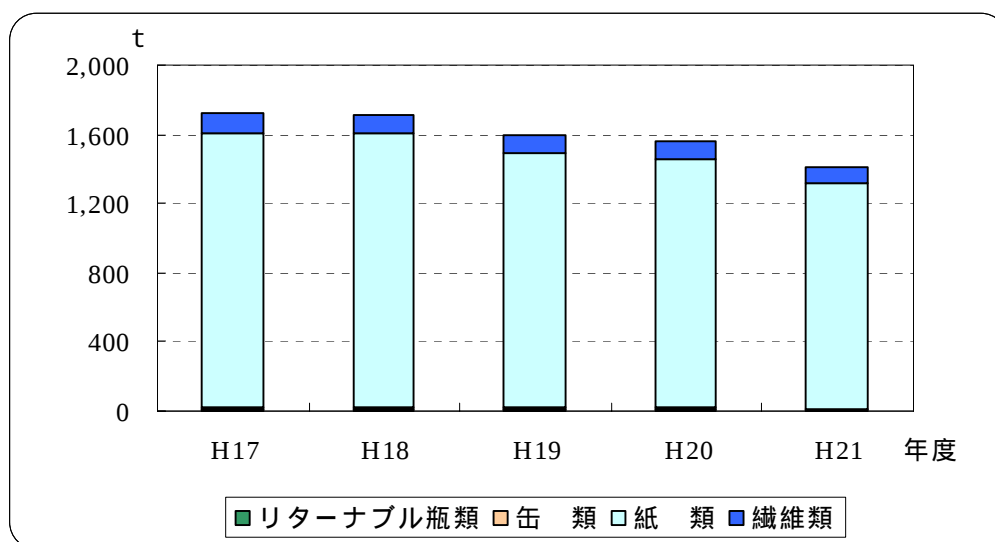


図 3-2 集団回収量の推移

分別区分

分別区分は表 3-2 に示すとおりです。

表 3-2 分別区分（平成 22 年度）

ごみの区分	ごみの種類	
燃えるごみ （週 2 回）	生ごみ・台所ごみ	
	プラスチックごみ	洗剤などの容器・発泡スチロールなど
	C D ・ D V D	
	木くず・木製品	
	紙くず	
	ゴム・革製品のごみ	
	布団・毛布・ジュータン	
燃えないごみ （月 2 回）	金属くず	スプレー缶・やかん・フライパンなど
	ガラスくず	飲食用びん以外のガラス・ガラス製品
	陶磁器くず	
	家電製品（小型）	扇風機、カセットラジオなど
	小型掃除機	
	小型モーター	
	木製以外の家庭用品・器具	置き時計、ポット
	鏡	
	乾電池	
	ジュース・ビールなどのふた	
資源回収 （月 1 回）	リターナブル瓶類	一升びん、ビールびん、ジュース・コーラびん
	雑びん類	ドリンクびん、酒びん、調味料びん等、飲食用のびん
	缶類	ジュースやビール、缶詰などの飲食用の缶(4L程度まで)
	紙類	新聞 雑誌類（雑誌・チラシ・包装紙） ダンボール類（ダンボール、食品・菓子などの紙箱） 牛乳パック
	繊維類	古着、布きれ、ぼろ布
	ペットボトル	 マークがついているもの（飲料用、酒類用、しょうゆ用）
粗大ごみ （月 1 回の指定の日）	自転車 金属製の家具・器具（中型） 電子レンジ オープン ストープ	
家電リサイクル法 対象品	冷蔵庫・冷凍庫 エアコン 液晶テレビ プラズマテレビ ブラウン管テレビ 衣類乾燥機 洗濯機	
市のごみ ステーションに 出せないごみ	パソコン	
	多量なごみ	引っ越しやかたづけ、庭木の手入れなど一時的に多量に出るごみ
	事業から出る一般廃棄物	会社・商店など
	産業廃棄物	
市で収集・処理 できないもの	タイヤ バッテリー スプリング入りマットレス・ソファー バイク 温水器 薬品・農薬 消火器 塗料・オイルの入った缶 その他農機具・ガスボンベ・ドラム缶・大型モーター・エンジンなど、処理が 困難・危険なもの	

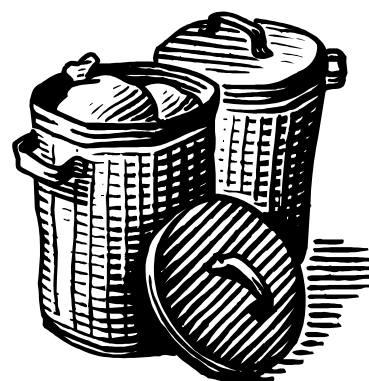
出典：土岐市平成 22 年度収集カレンダー

収集・運搬

ごみの収集・運搬体制は表 3-3 に示すとおりです。

表 3-3 収集・運搬体制（平成 22 年度）

項目		収集形態	収集方法	箇所数	収集頻度	収集車	収集容器
燃えるごみ		直営	ステーション	899	週 2 回	4 t パッカー車 7 台	指定袋
燃えないごみ		直営	ステーション	899	月 2 回	4 t パッカー車 2 台	指定袋
資源回収	リターナブル瓶類	直営	ステーション	492	月 1 回	4 t パッカー車 2 台	コンテナ
	雑びん類	直営	ステーション	492	月 1 回	4 t パッカー車 2 台	コンテナ
	缶 類	直営	ステーション	492	月 1 回	4 t パッカー車 2 台	網かご
	紙 類	直営	ステーション	492	月 1 回	4 t パッカー車 2 台	紐結束
	繊維類	直営	ステーション	492	月 1 回	4 t パッカー車 2 台	指定袋
	ペットボトル	直営	ステーション	492	月 1 回	4 t パッカー車 2 台	網かご
粗大ごみ		直営	ステーション	899	月 1 回	4 t ハワート式貨物 2 台	-



中間処理施設の概要

燃えるごみは、環境センターにおいて、焼却処理が行われています。

資源物は環境センター資源化施設へ搬入され缶類、ペットボトルについては選別・圧縮されて資源化業者に引き渡されています。その他の資源物は、それぞれ業者の中間処理施設で資源化が実施されています。

表 3-4 中間処理施設の概要

区 分															
施 設 名 称	土岐市環境センター														
所 在 地	岐阜県土岐市泉町久尻1532番地の1の1														
敷 地 面 積	17,600m ²														
処 理 能 力	70 t/日 (23.3 t/8 h×3炉)														
処 理 方 式	機械化バッチ燃焼方式														
建 築 面 積	<table> <tr> <td>焼却施設</td><td>1,545m²</td></tr> <tr> <td>計量棟</td><td>63m²</td></tr> <tr> <td>業務棟</td><td>270m²</td></tr> <tr> <td>車庫倉庫棟</td><td>847m²</td></tr> <tr> <td>資源化施設</td><td>218m²</td></tr> <tr> <td>減容施設</td><td>101m²</td></tr> <tr> <td>ストックヤード</td><td>446m²</td></tr> </table>	焼却施設	1,545m ²	計量棟	63m ²	業務棟	270m ²	車庫倉庫棟	847m ²	資源化施設	218m ²	減容施設	101m ²	ストックヤード	446m ²
焼却施設	1,545m ²														
計量棟	63m ²														
業務棟	270m ²														
車庫倉庫棟	847m ²														
資源化施設	218m ²														
減容施設	101m ²														
ストックヤード	446m ²														

最終処分場の概要

燃えないごみ、粗大ごみ及び焼却残渣等は、最終処分場にて埋立処分しています。

表 3-5 最終処分場の概要

項 目	内 容		
施 設 名 称	土岐市最終処分場		
所 在 地	岐阜県土岐市泉町久尻字長湫及び字滝ヶ洞地内		
全 体 面 積	153,000m ²		
埋 立 面 積	管理型	安定型	合 計
	52,500m ²	56,500m ²	109,000m ²
埋 立 容 量	532,000m ³	375,000m ³	907,000m ³
残 余 容 量	274,834m ³	249,433m ³	524,267m ³
埋立期間(届出期間)	平成元年6月～平成34年3月		
埋 立 方 法	サンドイッチ方式		
埋 立 ご め の 種 類	燃えないごみ、粗大ごみ、焼却残渣、汚泥 陶磁器くず、建設廃材		

残余容量は、平成22年3月31日現在

(3) ごみ処理の実績

ごみ区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 3-3 に示すとおりとします。

本計画では、住民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、事業者独自の資源回収・処理や住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がなされているもの等（潜在ごみ）については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、本市のごみ処理施設等で処理を行わない集団回収によって集められた資源を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを家庭系ごみ、事業所や公共施設から排出されたごみを事業系ごみとします。

また、家庭系ごみについては収集方式の違いにより、収集ごみ及び直接搬入ごみに分類します。

↑ ごみ発生量 ↓	↑ ごみ総排出量 ↓	潜在ごみ (数値の把握が困難なもの)		事業者独自の資源回収・処理 自家処理(生ごみ減量化等)等
		資源集団回収		集団回収により回収された資源量
	↑ ごみ排出量 ↓	家庭系ごみ	収集	主に家庭から排出されるごみ量
			直接搬入	
			事業系ごみ	直接搬入

図 3-3 ごみ区分の定義

ごみ総排出量の推移

過去5年間のごみ総排出量の推移は、表3-6に示すとおりです。

平成18年度をピークにごみ総排出量は、年々減少傾向にあります。

表3-6 ごみ総排出量の推移

		t/年				
項 目		H17	H18	H19	H20	H21
計画収集人口		64,119	63,800	63,481	63,110	62,861
1人1日平均排出量		1,042	1,076	1,059	1,055	1,027
ごみ総排出量		24,396.9	25,052.4	24,595.0	24,310.2	23,555.7
収集ごみ		16,435.7	17,244.6	16,923.2	16,405.9	16,191.5
	燃えるごみ	12,937.3	13,545.6	13,422.4	13,080.5	12,979.8
	燃えないごみ	1,149.8	1,196.7	1,064.8	1,009.9	996.8
	資源回収	2,297.8	2,447.4	2,385.9	2,270.6	2,177.7
	リターナブル瓶類	9.5	8.1	5.1	2.7	2.1
	雑びん類	453.7	475.4	444.7	424.3	408.3
	缶 類	198.0	197.6	195.2	180.9	178.3
	紙 類	1,462.5	1,519.5	1,510.2	1,438.1	1,355.7
	繊維類	40.9	62.9	67.2	59.5	61.3
	ペットボトル	115.0	164.2	147.0	156.7	154.3
	店 頭	18.2	19.8	16.5	8.5	17.8
	粗大ごみ	50.8	54.9	50.1	44.9	37.2
直接搬入ごみ		6,243.1	6,096.5	6,079.8	6,347.1	5,949.0
	燃えるごみ	5,670.5	5,607.4	5,591.3	5,642.1	5,499.0
	燃えないごみ	572.6	489.1	488.5	705.0	450.0
集団回収		1,718.1	1,711.3	1,592.0	1,557.2	1,415.3
	リターナブル瓶類	11.8	10.9	9.2	8.6	6.9
	缶 類	9.2	9.2	8.7	9.0	8.4
	紙 類	1,589.8	1,587.5	1,468.4	1,440.8	1,307.8
	繊維類	107.3	103.7	105.8	98.7	92.3

端数処理のため合計は一致せず。

1人1日ごみ総排出量の推移

過去5年間の1人1日ごみ総排出量の推移は、表3-7及び図3-6に示すとおりです。

平成18年度をピークに人口1人1日ごみ総排出量は僅かに減少しています。

表3-7 1人1日ごみ総排出量の推移

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
計画収集人口 (人)	64,119	63,800	63,481	63,110	62,861
人口1人ごみ総排出量 (g/人・日)	1,042	1,076	1,059	1,055	1,027
内生活系ごみ (g/人・日)	775	814	799	777	767
内事業系ごみ (g/人・日)	267	262	260	278	260
燃えるごみ (t/年)	18,607.8	19,153.0	19,013.7	18,722.6	18,478.8
燃えないごみ (t/年)	1,722.4	1,685.8	1,553.3	1,714.9	1,446.8
資源回収 (t/年)	2,297.8	2,447.4	2,385.9	2,270.6	2,177.7
粗大ごみ (t/年)	50.8	54.9	50.1	44.9	37.2
集団回収 (t/年)	1,718.1	1,711.3	1,592.0	1,557.2	1,415.3
ごみ総排出量 (t/年)	24,396.9	25,052.4	24,595.0	24,310.2	23,555.7

端数処理のため合計は一致せず。

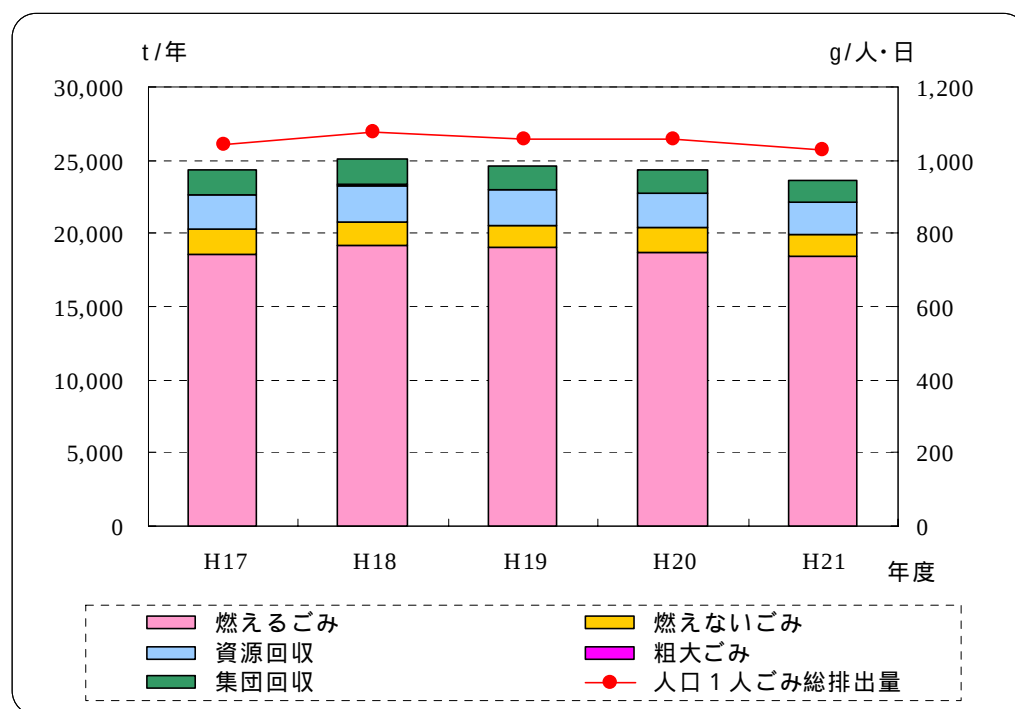


図3-6 1人1日ごみ排出量の推移

資源化量及び資源化率の推移

本市において、資源回収、集団回収、安定型より持出し及び直搬資源物（以下「資源化量」という。）がリサイクルされています。過去5年間の資源化量及び資源化率の推移は、表3-8及び図3-7に示すとおりです。

表3-8 資源化量及び資源化率の推移

		t/年				
項目		H17	H18	H19	H20	H21
資源化量	資源回収	2,297.8	2,447.4	2,385.9	2,270.6	2,177.7
	リターナブル瓶類	9.5	8.1	5.1	2.7	2.1
	雑びん類	453.7	475.4	444.7	424.3	408.3
	缶 類	198.0	197.6	195.2	180.9	178.3
	紙 類	1,462.5	1,519.5	1,510.2	1,438.1	1,355.7
	繊維類	40.9	62.9	67.2	59.5	61.3
	ペットボトル	115.0	164.2	147.0	156.7	154.3
	店 頭	18.2	19.8	16.5	8.5	17.8
	集団回収	1,718.1	1,711.3	1,592.0	1,557.2	1,415.3
	リターナブル瓶類	11.8	10.9	9.2	8.6	6.9
	缶 類	9.2	9.2	8.7	9.0	8.4
	紙 類	1,589.8	1,587.5	1,468.4	1,440.8	1,307.8
	繊維類	107.3	103.7	105.8	98.7	92.3
	安定型より持出し	176.9	198.6	161.8	163.1	144.7
	直搬 資源物	-	-	-	-	425.3
	合 計	4,192.8	4,357.3	4,139.8	3,990.9	4,162.9
	ごみ総排出量	24,396.9	25,052.4	24,595.0	24,310.2	23,555.7
	資源化率（％）	17.2	17.4	16.8	16.4	17.7

注1：資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

端数処理のため合計は一致せず。

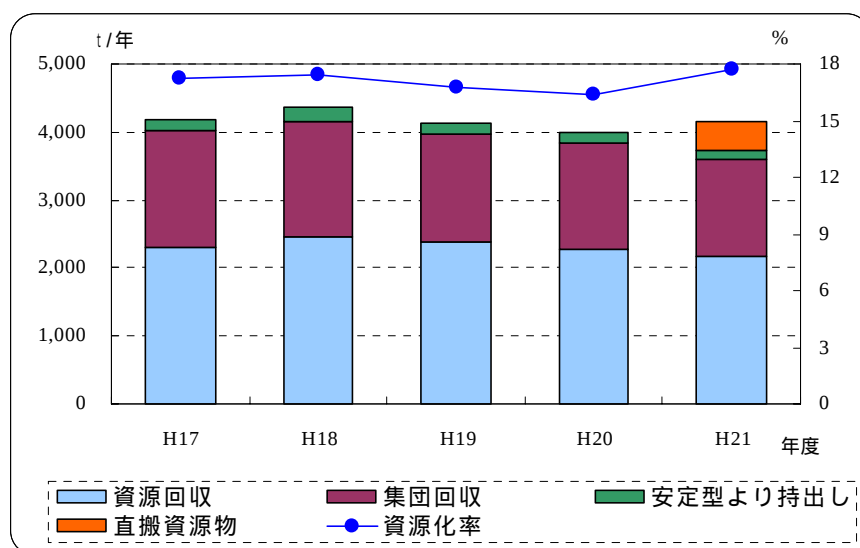


図3-7 資源化量及び資源化率の推移

ごみ焼却施設での実績

市内から排出された燃えるごみは、焼却施設で焼却処理されています。焼却残渣については、全量が最終処分場で埋立処分されています。

過去5年間のごみ焼却施設での実績は、表3-9及び図3-8に示すとおりです。

表3-9 ごみ焼却施設での実績

項目	H17	H18	H19	H20	H21
焼却処理量 (t/年)	19,116.0	19,639.3	19,489.9	19,031.5	18,827.5
焼却残渣量 (t/年)	2,378.4	2,524.3	2,556.8	2,619.4	2,615.6
減量化率 (%)	12.4	12.9	13.1	13.8	13.9

注1：焼却残渣量は、焼却灰と飛灰の合計を示す。

2：減量化率 = 焼却残渣量 ÷ 焼却処理量 × 100

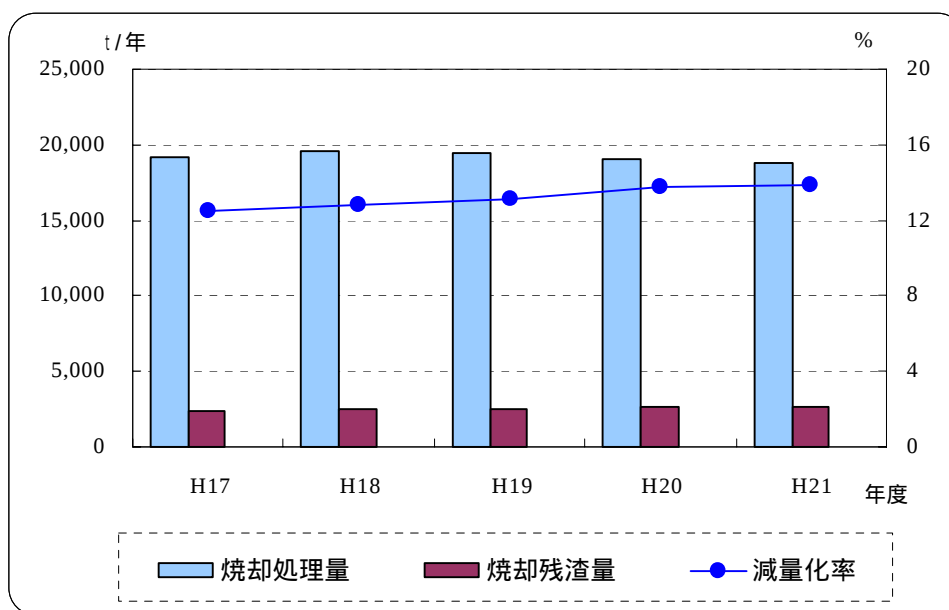


図3-8 ごみ焼却施設での実績

最終処分の実績

過去5年間の最終処分の実績は、表3-10及び図3-9に示すとおりです。

市内から排出された、燃えないごみ、粗大ごみ、建設廃材、焼却残渣、污泥及び陶磁器くず等は、最終処分場で埋立処分されています。

最終処分量は、平成21年度に大きく減少しています。特に産業廃棄物量の減少が大きい状況です。

表3-10 最終処分量の推移

項 目	H17	H18	H19	H20	H21
燃えないごみ (t/年)	1,722.4	1,685.8	1,553.3	1,714.9	1,446.8
粗大ごみ (t/年)	50.8	54.9	50.1	44.9	37.2
産業廃棄物 (t/年)	6,850.8	7,364.5	6,935.0	7,666.5	5,671.8
焼却残渣 (t/年)	2,378.4	2,524.3	2,556.8	2,619.4	2,615.6
合計(最終処分量) (t/年)	11,002.4	11,629.5	11,095.2	12,044.7	9,771.4
ごみ総排出量 (t/年)	24,396.9	25,052.4	24,595.0	24,310.2	23,555.7
最終処分率 (%)	17.0	17.0	16.9	18.0	17.4

注1：最終処分率＝最終処分量（産業廃棄物を除く）÷ごみ総排出量×100

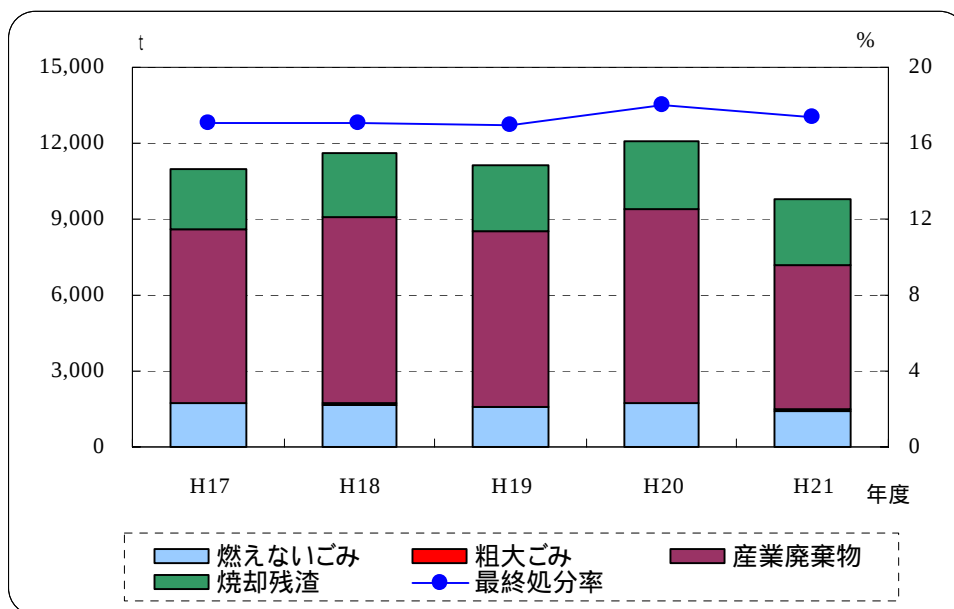


図3-9 最終処分量と最終処分率の推移

ごみの性状

過去5年間のごみ質分析結果は、図3-10～図3-12に示すとおりです。

燃えるごみの三成分（水分、灰分、可燃分）の過去5年間の平均値をみると、水分が46.6%、灰分が7.2%、可燃分が46.2%です。また、低位発熱量の過去5年間の平均値は、7,540kJ/kgです。

燃えるごみの種類組成における過去5年間の平均値をみると、紙・布類が48.4%で最も多くなっています。

燃えないごみの種類組成における過去5年間の平均値で最も多いのは、不燃物類の79.4%となっています。なお、この不燃物類のうち約6割程度は、鉄、アルミ及び小型家電など再生利用可能なもので占められています。

燃えるごみ、燃えないごみともに、季節による性状の変化は特に認められない状況です。

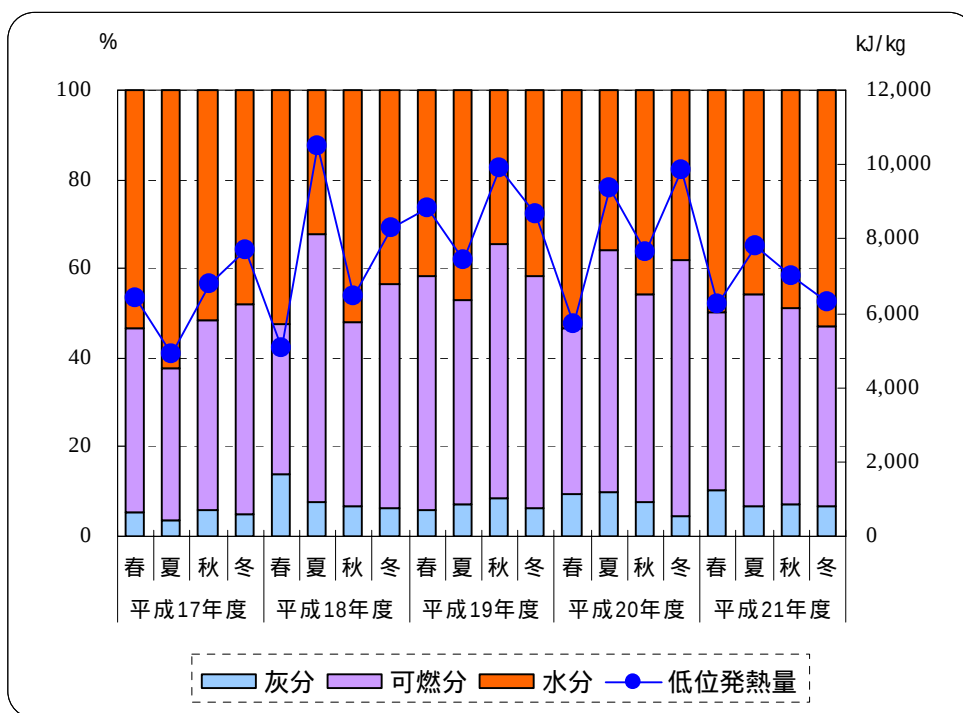


図3-10 燃えるごみの三成分、低位発熱量の推移

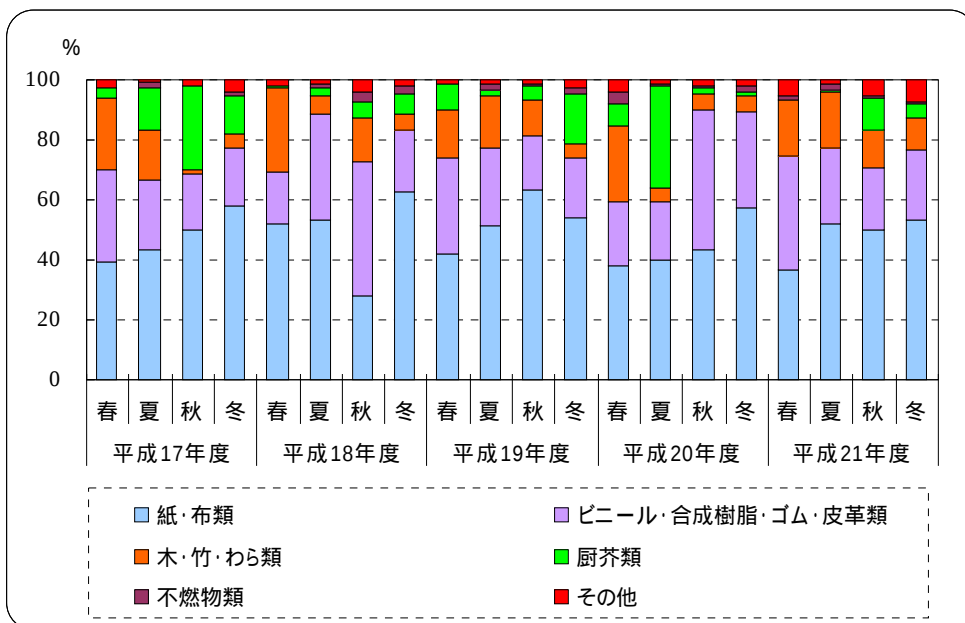


図 3-11 燃えるごみの種類組成

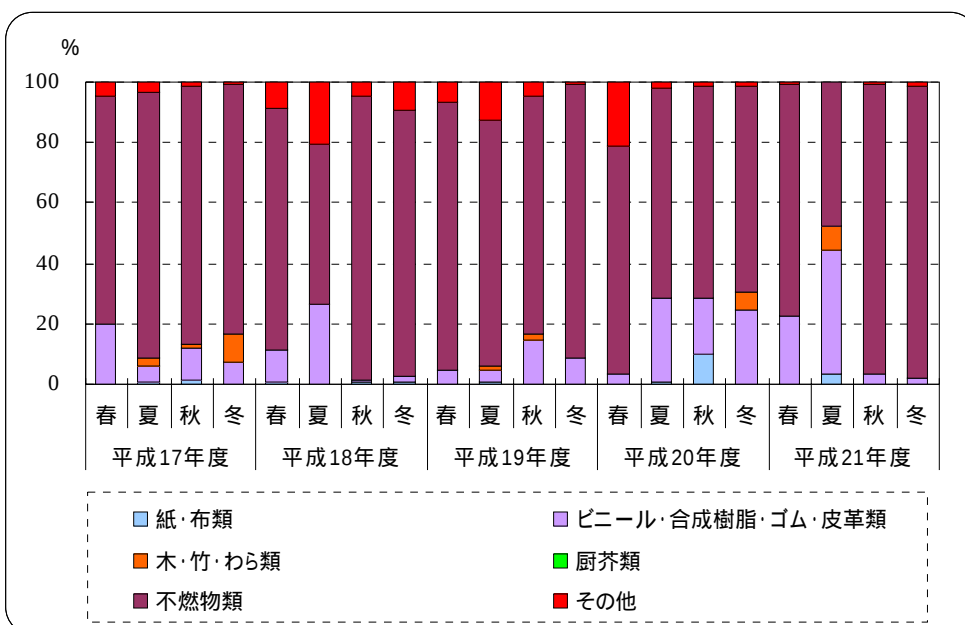


図 3-12 燃えないごみの種類組成

(4) ごみ処理の評価

本市における一般廃棄物処理体系について、環境負荷を出来るだけ低減する「循環型社会づくり」という面から見た処理体系の水準及び処理体系の「費用対効果」から評価を行いました。

特に、「循環型社会づくりという面から見た処理体系の水準」に係る評価軸については、第2次循環型社会形成推進基本計画において社会におけるものの流れ全体を把握する物質フロー指標として3つの指標（資源生産性、循環利用率及び最終処分量）が設けられていること及び廃棄物処理法基本方針において減量化の目標として3つの目標値（排出量、再生利用量及び最終処分量）が設けられていることを考慮しました。

客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について、「類似団体の平均値を基準値とした比較による評価」を評価項目の基準値としました。

なお、基準値の算出は「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成20年度実績版）」より抽出した、本市と同規模の都市の平均値を用いています。

本市の評価値は、平成20年度の実績値と評価項目の基準値を100としたときの指標値の比率（指数）で表しています。

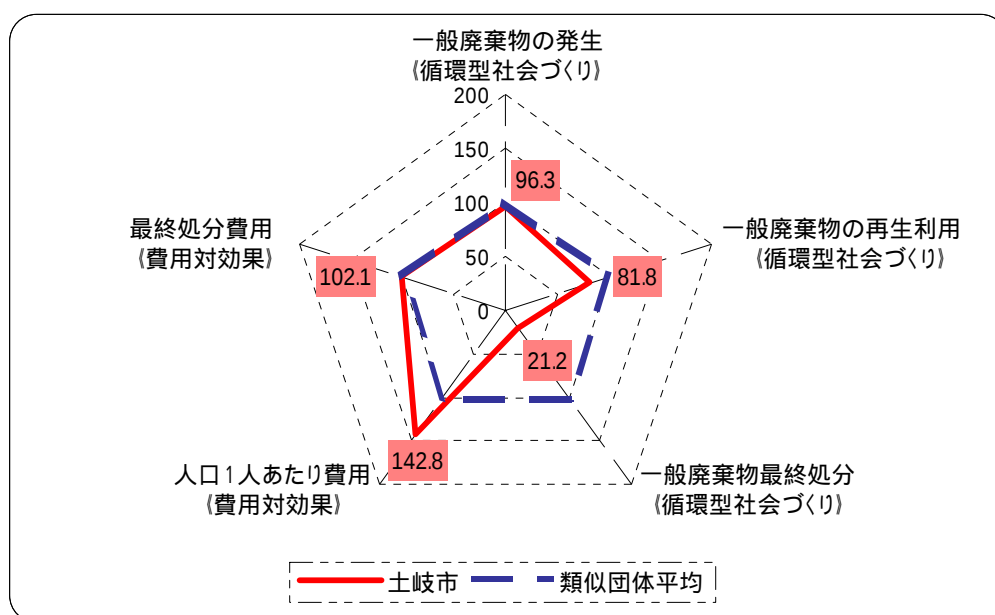


図 3-13 一般廃棄物処理体系の評価

一般廃棄物の発生 《循環型社会づくり》

本市における平成20年度の人口1人1日平均排出量は1.055kg/人・日であり、平成22年度における国の目標値である1.056kg/人・日を満足しています。

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(平成20年度実績版)」より抽出した、本市と同規模の都市の平均値1.017kg/人・日を基準値とした評価値は96.3となり、排出量削減の努力が必要です。

表3-11 人口1人1平均排出量の比較

市町村名		人口	単位: kg/人・日 平成20年度
同規模の都市	土岐市	63,110	1,055
	IB県KS市	65,823	956
	SI県TT市	69,801	1,024
	SI県KS市	68,373	1,067
	SI県YS市	78,613	1,114
	SI県HT市	56,364	943
	IS県KG市	74,708	1,250
	FU県SB市	67,632	1,061
	YM県KI市	72,848	921
	GF県HS市	66,124	939
	AI県TU市	66,000	1,032
	AI県HK市	70,010	1,132
	AI県IN市	75,865	937
	AI県TI市	65,449	1,020
	AI県TY市	66,176	935
	AI県KY市	57,326	841
	AI県KT市	79,392	1,012
	SG県OU市	69,595	1,034
	SG県MO市	75,141	991
	SG県RI市	63,101	913
	OU府KS市	73,892	977
	OK県TM市	66,741	1,090
	YM県SM市	55,493	1,104
	YM県SY市	66,223	1,112
	FO県GY市	71,937	965
	平均	68,229	1,017

1人1日平均排出量 = ごみ総排出量 ÷ 計画収集人口 ÷ 365日又は366日

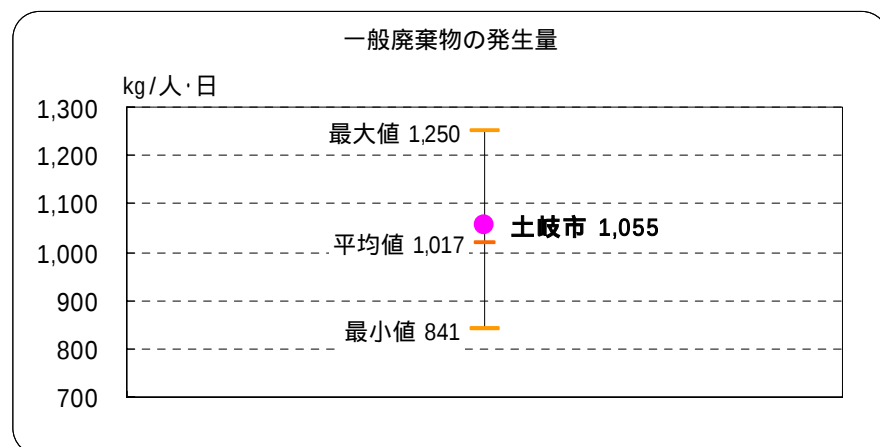


図3-14 人口1人1日平均排出量の比較

一般廃棄物の再生利用 《 循環型社会づくり 》

本市における再生利用率は 16.4%であり、平成 22 年度における国の目標値である 24%に対して未達の状況となります。

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(平成 20 年度実績版)」より抽出した、本市と同規模の都市の平均値 20.0%を基準値とした評価値は **81.8** となり、再生利用のさらなる促進が必要です。

表 3-12 再生利用率の比較

単位：％

市町村名	人口	平成20年度
土岐市	63,110	0.164
同規模の都市	IB 県KS市	0.132
	SI 県TT市	0.291
	SI 県KS市	0.228
	SI 県YS市	0.128
	SI 県HT市	0.180
	IS 県KG市	0.137
	FU 県SB市	0.193
	YM 県KI市	0.187
	GF 県HS市	0.284
	AI 県TU市	0.210
	AI 県HK市	0.169
	AI 県IN市	0.260
	AI 県TI市	0.142
	AI 県TY市	0.289
	AI 県KY市	0.236
	AI 県KT市	0.201
	SG 県OU市	0.121
	SG 県MO市	0.293
	SG 県RI市	0.286
	OU 府KS市	0.058
	OK 県TM市	0.180
	YM 県SM市	0.284
	YM 県SY市	0.200
	FO 県GY市	0.157
平均	68,229	0.200

再生利用率 = 資源化量 ÷ ごみ総排出量

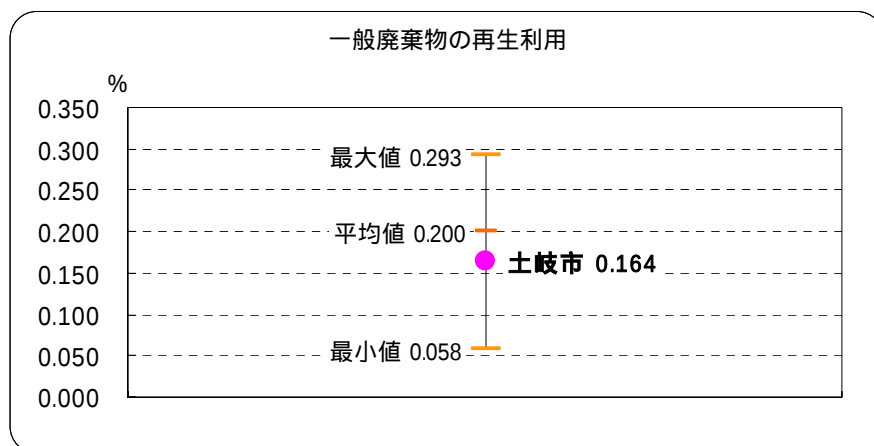


図 3-15 再生利用率の比較

一般廃棄物最終処分 《循環型社会づくり》

本市における廃棄物のうち最終処分されるものの割合（最終処分率）は、0.180 t/t であり「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成20年度実績版）」より抽出した、本市と同規模の都市の平均値 0.101 t/t を基準値とした評価値は **21.2** となり、大幅な最終処分量削減の努力が必要です。

表 3-13 最終処分率の比較

単位：t/t

市町村名	人口	平成20年度
土岐市	63,110	0.180
同規模の都市	IB県KS市	0.028
	SI県TT市	0.025
	SI県KS市	0.042
	SI県YS市	0.096
	SI県HT市	0.008
	IS県KG市	0.155
	FU県SB市	0.110
	YM県KI市	0.086
	GF県HS市	0.030
	AI県TU市	0.094
	AI県HK市	0.132
	AI県IN市	0.100
	AI県TI市	0.146
	AI県TY市	0.103
	AI県KY市	0.122
	AI県KT市	0.138
	SG県OU市	0.129
	SG県MO市	0.109
	SG県RI市	0.045
	OU府KS市	0.132
	OK県TM市	0.175
	YM県SM市	0.096
	YM県SY市	0.064
	FO県GY市	0.172
平均	68,229	0.101

最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量

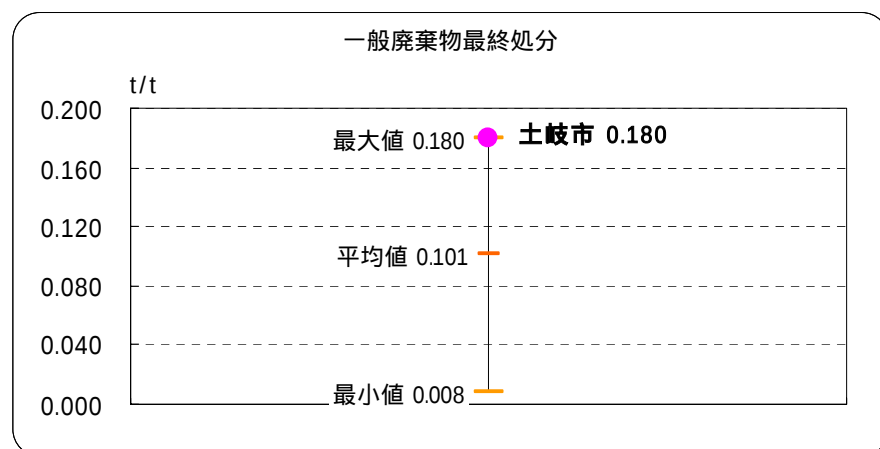


図 3-16 最終処分率の比較

人口1人あたりの処理費用《費用対効果》

本市における人口1人あたりの処理費用は、6,783 円/t であり「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成20年度実績版）」より抽出した、本市と同規模の都市の平均値 11,853 円/t を基準値とした評価値は **142.8** となり、大変良好な結果となりました。

表 3-14 人口1人あたりの処理費用の比較

単位：(円/人・年)

市町村名	人口	平成20年度
土岐市	63,110	6,783
同規模の都市	IB県KS市	9,661
	SI県TT市	9,478
	SI県KS市	10,724
	SI県YS市	12,438
	SI県HT市	15,555
	IS県KG市	13,669
	FU県SB市	11,415
	YM県KI市	8,796
	GF県HS市	12,407
	AI県TU市	11,549
	AI県HK市	15,953
	AI県IN市	10,394
	AI県TI市	11,362
	AI県TY市	9,793
	AI県KY市	15,766
	AI県KT市	14,258
	SG県OU市	11,411
	SG県MO市	12,370
	SG県RI市	12,849
	OU府KS市	13,160
	OK県TM市	11,144
	YM県SM市	14,904
	YM県SY市	8,109
	FO県GY市	12,380
平均	68,229	11,853

人口1人当たりの処理経費 = 廃棄物処理に要する総費用 ÷ 計画収集人口

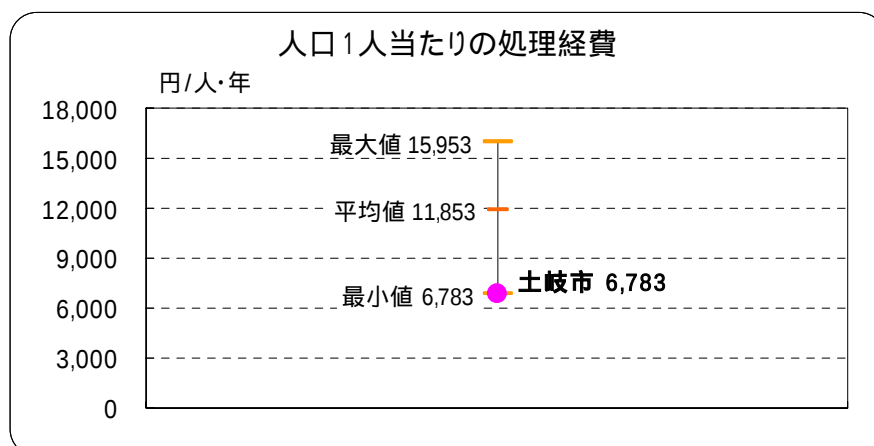


図 3-17 人口1人あたりの処理費用の比較

最終処分減量に要する費用《費用対効果》

本市における最終処分減量に要する費用は、31,993 円/t であり「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成20年度実績版）」より抽出した、同規模の都市の平均値 32,668 円/t を基準値とした評価値は **102.1** となり、良好な結果となりました。

表 3-15 最終処分減量に要する費用の比較

市町村名		人口	単位：円/t 平成20年度
土岐市		63,110	31,993
同規模の都市	IB県KS市	65,823	27,357
	SI県TT市	69,801	23,297
	SI県KS市	68,373	25,688
	SI県YS市	78,613	30,064
	SI県HT市	56,364	43,974
	IS県KG市	74,708	34,124
	FU県SB市	67,632	31,800
	YM県KI市	72,848	25,922
	GF県HS市	66,124	33,496
	AI県TU市	66,000	28,135
	AI県HK市	70,010	39,767
	AI県IN市	75,865	31,360
	AI県TI市	65,449	32,030
	AI県TY市	66,176	30,531
	AI県KY市	57,326	43,611
	AI県KT市	79,392	41,510
	SG県OU市	69,595	34,438
	SG県MO市	75,141	35,358
	SG県RI市	63,101	39,650
	OU府KS市	73,892	41,229
	OK県TM市	66,741	31,684
	YM県SM市	55,493	37,030
	YM県SY市	66,223	19,839
	FO県GY市	71,937	22,806
平均		68,229	32,668

最終処分減量に要する費用 = 最終処分減量に要する総費用 ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

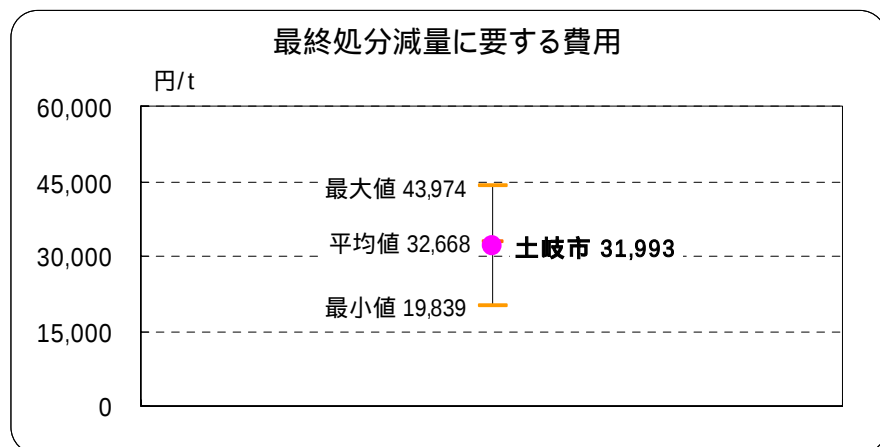


図 3-18 最終処分減量に要する費用の比較

(5) ごみ処理の課題

排出抑制

1人1日平均排出量は、減少傾向にあります。同規模都市と比較すると若干多い排出量であることから、削減に努める必要があります。

ごみ総排出量の80%近くを燃えるごみが占めていることから、燃えるごみを主対象として減量・資源化に努めることが重要となります。

分別の徹底により、資源物(古紙・布類、ペットボトル等)の燃えるごみへの混入防止や水分を多く含む厨芥類の減量に努める必要があります。

収集・運搬

燃えるごみ、燃えないごみの中に資源物(古紙・布類、缶、ダンボール等)の混入が認められることから、ごみ分別排出の徹底が必要です。ごみ分別排出の徹底については、現状の収集頻度の見直しも効果的となります。

また、燃えないごみに含まれる、蛍光管、乾電池、体温計などの有害物の分別排出の検討も必要となります。

中間処理

将来的にごみ減量化が進むことにより、焼却処理量も減少していくことが予想されます。このため、焼却施設の処理能力に対して焼却処理量が過少となる場合の最適な運転方法の検討が必要となります。

最終処分

当市の最終処分率は、同規模都市と比較すると突出して高いものとなっています。

現状より大幅に最終処分量の減量に努める必要があります。

燃えないごみ、粗大ごみはすべて埋立処分されていることから、少しでも埋立処分量を削減するために、燃えないごみ、粗大ごみ中に含まれる、鉄・アルミ・小型家電等の有価物をより多く持出しする必要があります。

再生利用

再生利用率が低下している状況にあります。資源物の分別徹底による資源化推進への努力が必要となります。

また、当市の実施する資源物の収集頻度は、月1回の収集であり、十分な収集頻度であるとは言えません。月1回のごみ出しを逃すと他にごみを出す場所が無いため、さらに1ヶ月間家庭内でごみを保有することになります。資源物の分別徹底のためにも収集回数の増加を検討する必要があります。

処理経費

人口1人当りの処理経費は、同規模都市と比較すると最も安価であり、効率的な処理が行われています。将来においても、極力、現状の処理体系を維持することが必要となります。

不法投棄対策

不法投棄対策として監視活動を行っていますが、夜間に市外からの持込があり、山麓部では不法投棄を監視することが大変困難となっています。

現在は月に2,3件の通報があり、その都度対応していますが、現段階では不法投棄をなくす有効な手段が見つからず、苦慮している状況です。

また、家電リサイクル品目の追加や地上デジタル放送の開始に伴うテレビの大量廃棄が予想されるために、更なる不法投棄対策が必要となります。

情報発信と具体的な行動

本市では、ごみに関する情報は、ごみカレンダーの他、ホームページならびに広報に掲載をしています。ごみ処理の流れや処理コストなど、ごみ処理行政に関する情報が不足しています。

住民への説明責任を果たし、環境意識の高揚を図るため、ごみに関する情報の内容及び量の充実を図る必要があります。

2. ごみ処理行政の動向

平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」においては、環境保全など社会・経済が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出のきっかけとして、それを経済の成長につなげる「課題解決型」の国家戦略という考え方が示されました。

環境省において平成 20 年 3 月には循環型社会形成推進基本法に基づく第 2 次循環型社会形成推進基本計画が改定されました。この計画では以下に示す 7 つの内容を充実・強化し、循環型社会の形成が一層推進されています。

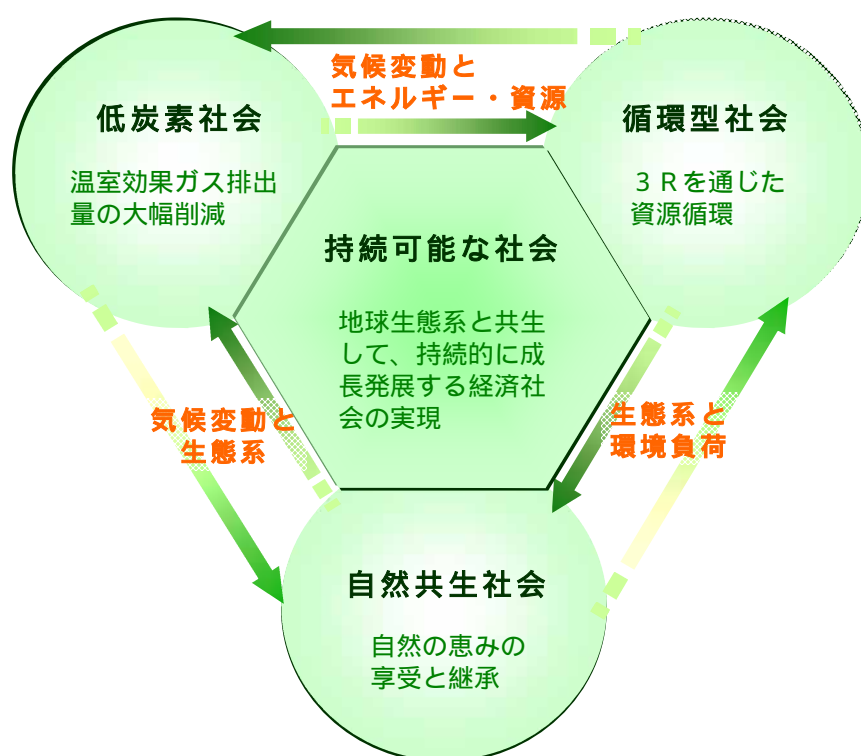


図 3-19 持続可能な社会に向けた総合的な取り組み

第 2 次循環型社会形成推進基本計画のポイント

環境の保全を前提とした循環型社会の形成
 循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取り組みの統合
 地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
 数値目標の拡充に加え、補助目標やモニタリング指標を導入
 各主体が連携・協働した 3 R の取り組み
 3 R の技術とシステムの高度化
 国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

市町村における一般廃棄物の処理においても、平成20年6月に環境省廃棄物対策課より発出されたごみ処理基本計画策定通知では、平成19年6月に提示された「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物有料化の手引き」を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら3R化改革を進めるべきであるとされており、以下の3つのポイントが示されています。

ごみ処理基本計画策定通知のポイント

環境保全の重要性

廃棄物処理法の目的は「生活環境の保全と公衆衛生の向上」であり、市町村の一般廃棄物行政においても環境保全を前提とし、国民の安全・安心が確保されることを軸としての循環型社会の形成を推進する。

市町村一般廃棄物処理責任の性格

市町村は一般廃棄物の処理において統括的な責任を有し、自ら処理を行う場合はもとより、他社に委託して処理を行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有する。

一般廃棄物処理計画の策定及び適用

ごみ排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画策定及び適用にあたっては長期的展望を持って対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とする。

廃棄物の減量化・資源化は、このような「循環型社会の形成」を通じて、現代社会の最大の問題の1つである気候変動の原因である二酸化炭素の削減、あるいは地方行政の課題の1つである財政支出の削減に寄与するものであり、これらの観点からもそれぞれの地域において自立的な「循環型社会の形成」が求められています。

地方自治体におけるごみ処理行政においては、国や都道府県の設定した削減目標を視野に入れつつも、住民や事業者とともに対話に基づいて施策方針を立て、計画策定段階だけでなく、計画の実施段階や評価段階においても住民や事業者とともにこれを推進し、行政・住民・事業者の間に信頼関係を構築し、協働によるごみ排出抑制等の取り組みを進めていく必要があります。

3. 基本の方針

「市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、省エネルギー、廃棄物の排出抑制やリサイクルなどに取り組み、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を進めます。」

今後は、市民・事業者・行政が共に廃棄物処理の優先順位に従い、限りある天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の構築を目指します。

【廃棄物処理の優先順位】

- I. できる限り廃棄物を出さない。(Reduce)
- II. 同じ形状のまま再利用する。(Reuse)
- III. 物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(Material Recycle)
- IV. エネルギーを回収して利用する。(Thermal Recycle)
- V. やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。

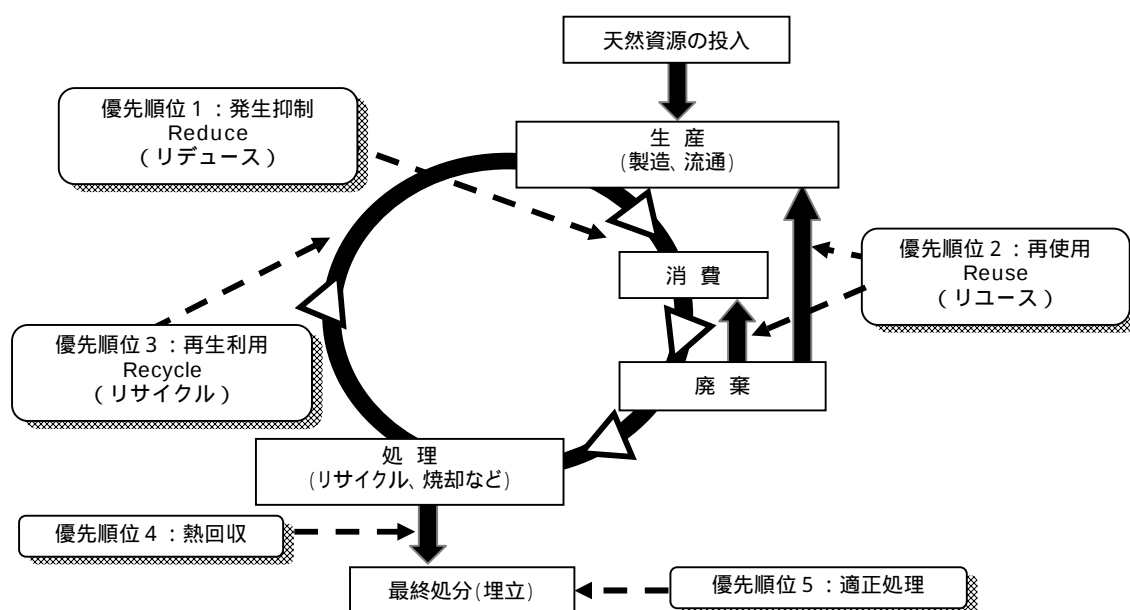


図 3-20 循環型社会のイメージ

4. ごみの排出抑制・再生利用・最終処分に関する目標

計画の基本方針である環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて各種の取り組みを推進し、その取り組みによる成果を確認・評価するため、以下に示す3つの目標を設定します。

1 排出抑制の目標

1人1日平均排出量を、現状（平成21年度実績1,027g）に対して、目標年度（平成37年度）までに5%以上削減（975g）する。

2 再生利用の目標

廃棄物からの再生利用率を、現状（平成21年度実績17.7%）から、目標年度（平成37年度）までに21.2%に向上させる。

3 最終処分の目標

最終処分量を、現状（平成21年度実績9,771トン）に対して、目標年度（平成37年度）までに17%以上削減（8,087トン）する。

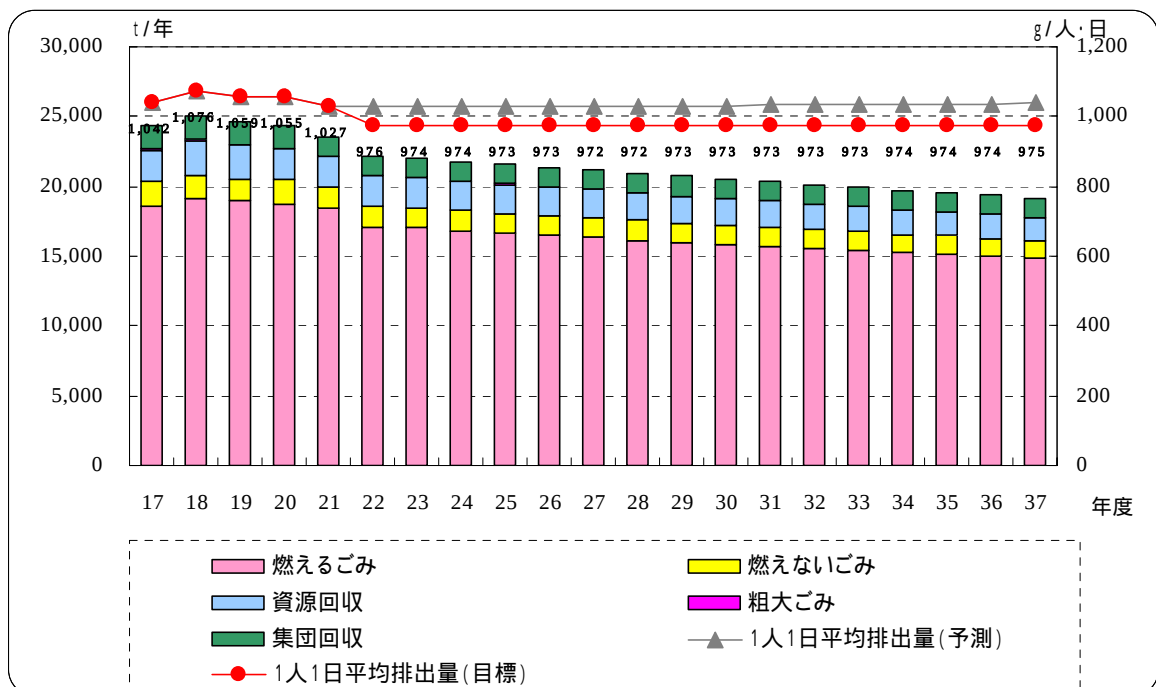


図 3-21 排出抑制の目標

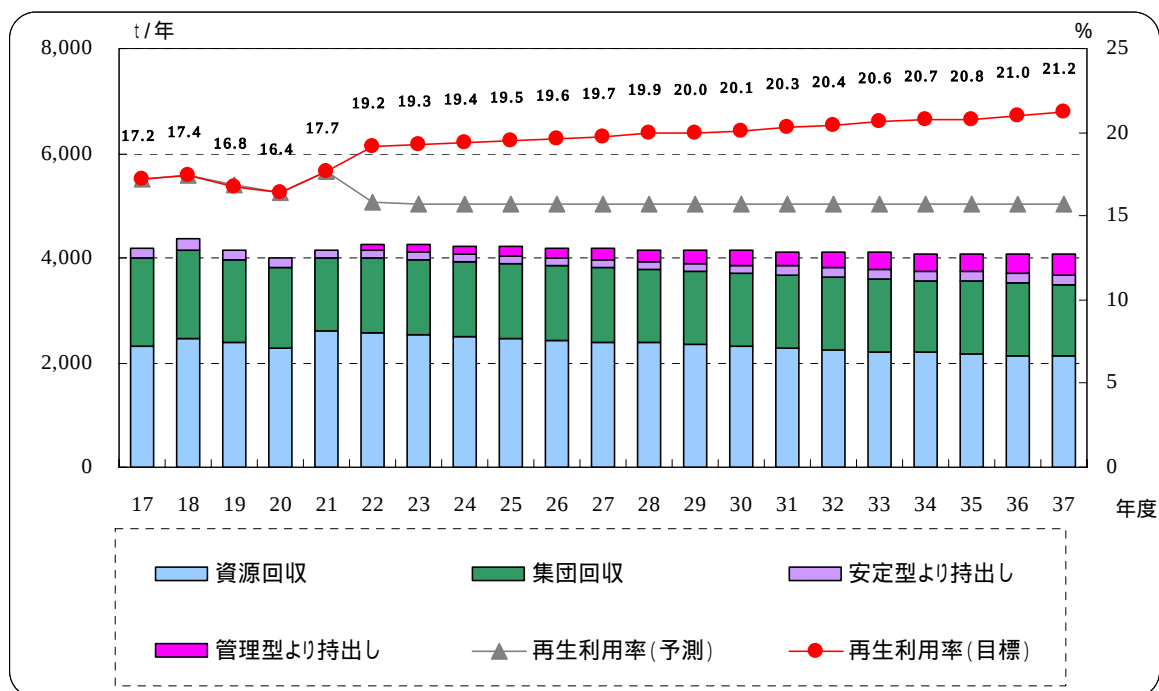


図 3-22 再生利用の目標

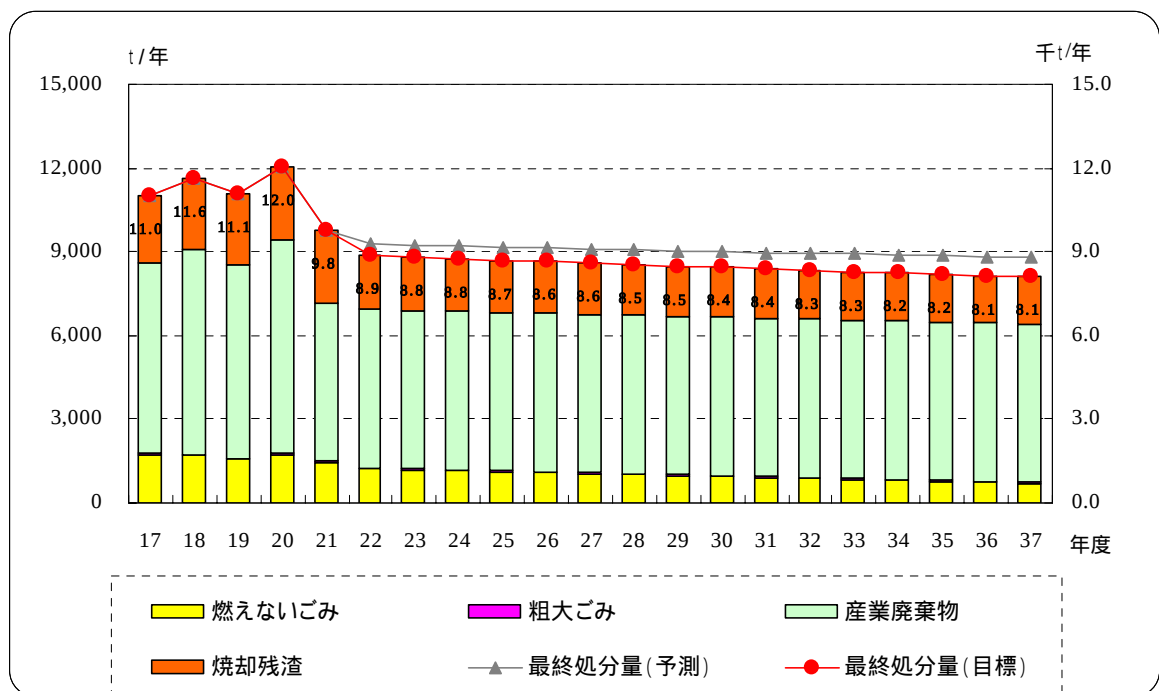
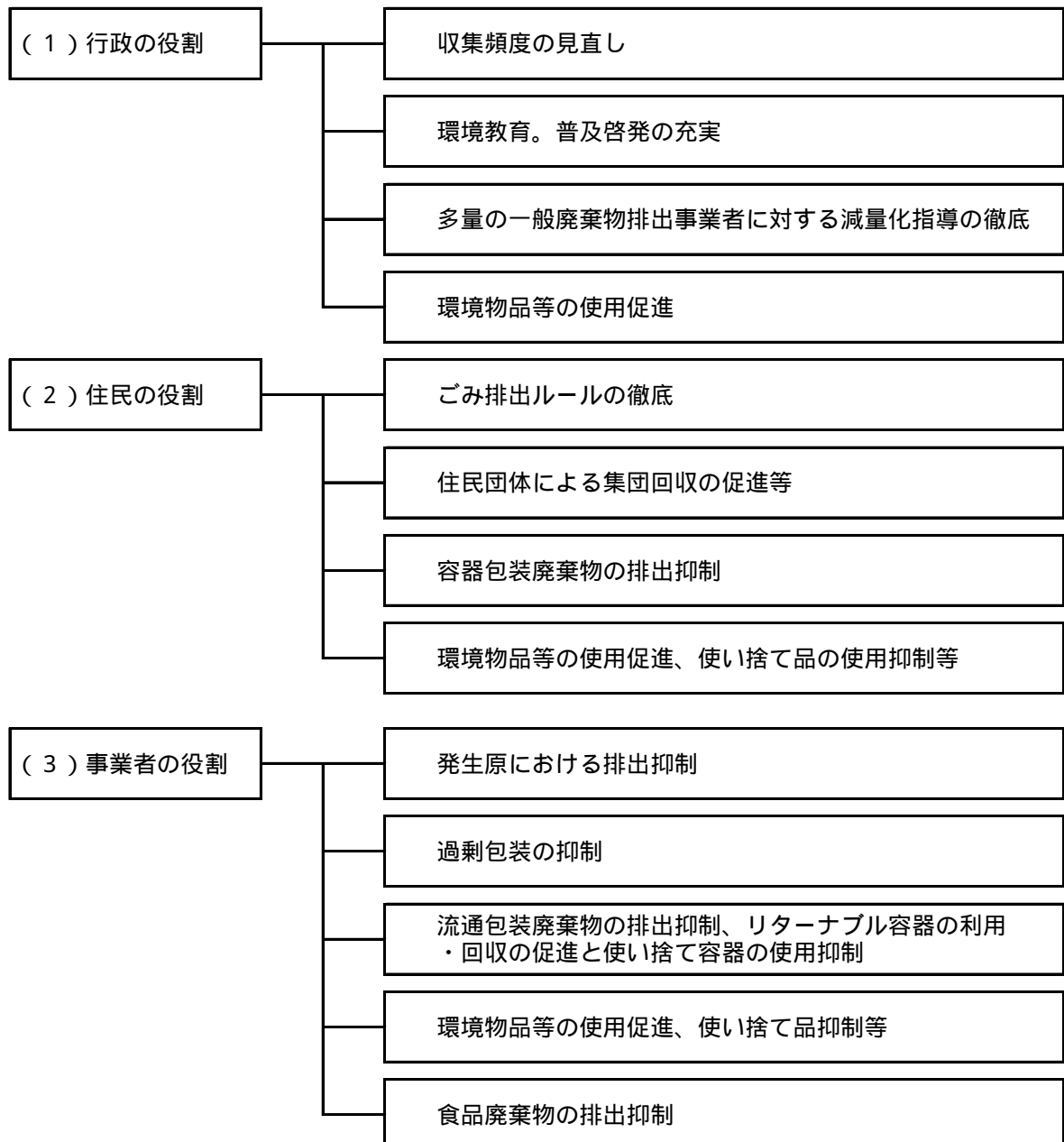


図 3-23 最終処分量の目標

5. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

将来的に、ごみ総排出量は減少することが予想されますが、当計画の目標達成に向けて、住民・事業者・行政は、それぞれの立場でごみの排出抑制や資源化を推進する必要があることから、以下に示す施策体系の取り組みにより、効果的、総合的に推進するものとします。



(1) 行政の役割

住民や事業者に廃棄物の減量がスムーズに進むように施策を講じるとともに、ごみ収集頻度の見直しを検討するとともに、ごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより市民の自主的な取り組みを促進します。

収集頻度の見直し

現在、燃えないごみの収集頻度は月 2 回、資源物の収集頻度は月 1 回となっていますが、燃えないごみ中に多くの資源物(缶類、ダンボール等)が混入しています。

そのため、資源物の収集頻度を月 1 回から月 2 回にすることにより資源物が燃えないごみに回らず、資源化できるように検討します。

環境教育、普及啓発の充実

住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行います。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組みます。

多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

環境物品等の使用促進

市自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

(2) 住民の役割

住民は、商品の購入にあたって、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、使用にあたっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することに努め、自ら排出するごみの排出抑制の取り組みを推進します。

ごみ排出ルールの徹底

市で定められているごみの出し方に基づき、適切にごみの分別を行い、決められた日にごみ出しを行います。ごみ分別を徹底することにより、ごみの排出抑制を図ります。

住民団体による集団回収の促進等

子供会、PTAや自治体など住民団体による集団回収を促進します。行政は、減量化・資源化事業促進奨励金交付要綱による奨励金の交付、回収機材の貸与によって、集団回収を支援します。

容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ、リターナブル容器等を持参し、また、簡易包装化されている商品及び詰め替え可能な商品を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組みます。

環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

再生品を使用するとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

(3) 事業者の役割

発生源における排出抑制

ごみの発生抑制は経費削減につながります。原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの排出抑制に努めます。

過剰包装の抑制

物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供に努めます。

流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造等に当たっては、リターナブル容器による惣菜の量り売り等を推進することにより容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に積極的に努めます。

環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また、可能な限り、ものを無駄に費消しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫することが望まれます。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付不する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組むとともに、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努めます。

6 . 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

目標年次である平成 37 年度におけるごみの分別収集は、図 3-5 に示すとおりです。

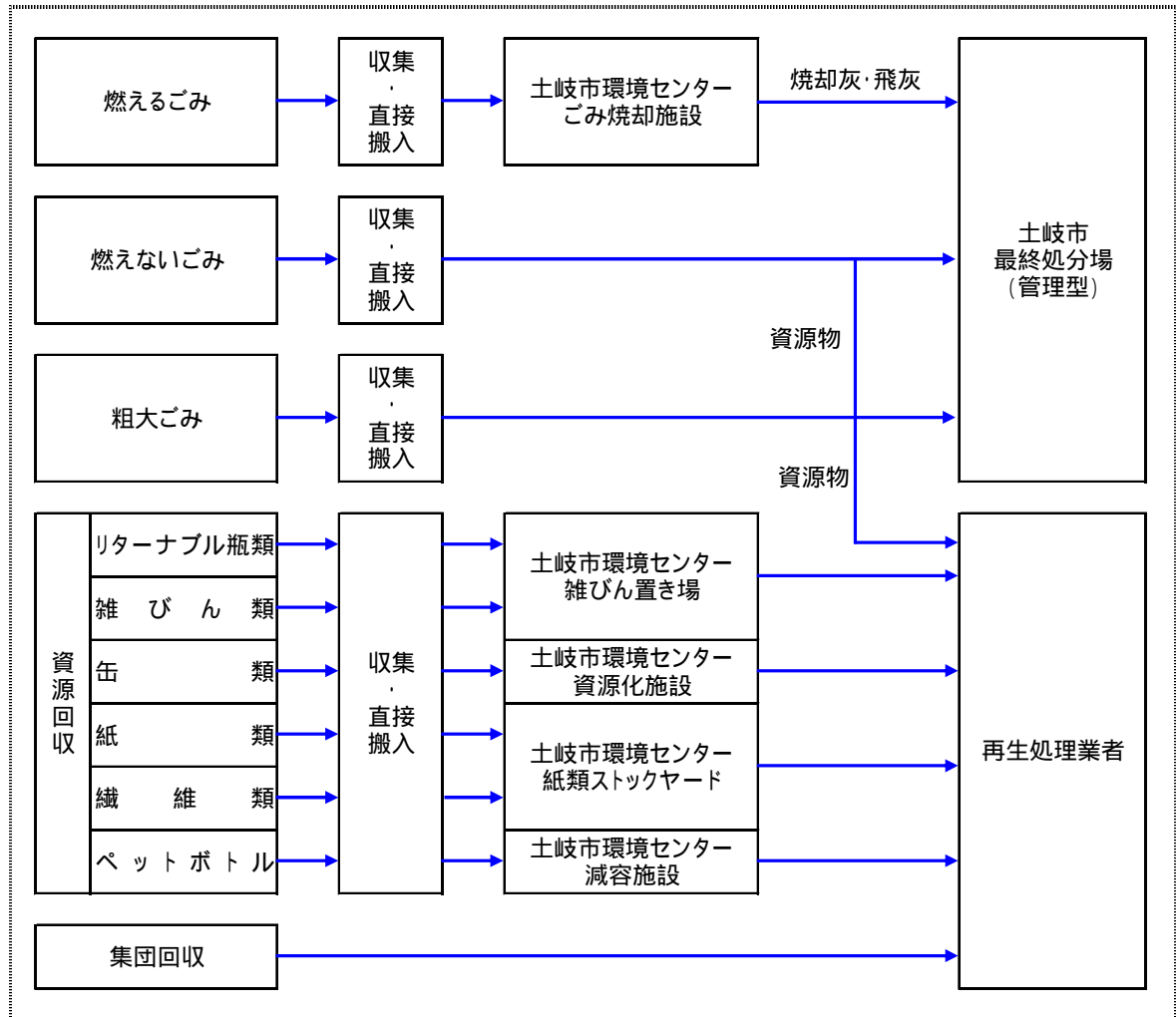


図 3-5 目標年次（平成 37 年度）のごみ処理フロー

7. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬

収集・運搬は、ごみ処理における住民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

住民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へのより効率的な運搬に努めています。

収集形態、収集回数

家庭系ごみについては、表 3-16 に示すとおりです。

燃えるごみは、現状と同様に週2回の直営収集によるステーション回収とします。

燃えないごみについては、現状、月2回の収集頻度を減少させ月1回の直営収集によるステーション回収とします。

資源物については、現状、月1回の収集頻度を増加させ月2回の直営収集によるステーション回収とします。

粗大ごみについては直接搬入もしくは個別回収とします。

事業系一般廃棄物については現状と同様自己搬入または許可業者による処理とし、回数は随時とします。

表 3-16 収集頻度と収集形態の将来計画

項 目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器
燃えるごみ		直営	ステーション	週2回	指定袋
燃えないごみ		直営	ステーション	月1回	指定袋
資源回収	リターナブル瓶類	直営	ステーション	月2回	コンテナ
	雑びん類	直営	ステーション	月2回	コンテナ
	缶 類	直営	ステーション	月2回	網かご
	紙 類	直営	ステーション	月2回	紐結束
	繊維類	直営	ステーション	月2回	指定袋
	ペットボトル	直営	ステーション	月2回	網かご
粗大ごみ		直営	ステーション	月1回	-

収集処理できない物

ごみの適正かつ効率的な処理が困難・危険なため、以下に示すものを収集・処理できない物とします。

これらのものは、購入先などで引き取ってもらうよう周知しています。

A) 有毒性のある物

農薬、劇薬とその容器、バッテリー、その他有害性のあるもの。

B) 感染性のある物

鋭利な物（注射器、注射針）、血液、血液製剤等、その他感染の恐れがある物。

C) 危険性・引火性のある物

火薬類、ガスボンベ、塗料、その他危険性のあるもの。消火器、ガソリン、廃油（食用油を除く）、灯油、その他引火性のあるもの。

D) その他処理が困難な物

タイヤ、家電リサイクル品目等、農機具、オートバイ・スクーター、自動車、温水器、スプリング入りマットレス・ソファ、パソコンなど。

在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、感染性を有していないものについてのみ本市で収集運搬するものとします。

なお、注射器やカテーテルなどの感染性を有しているものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行います。

収集・運搬体制

A) 自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続します。

B) 住民ニーズに迅速な対応をするため、直営による収集を継続します。

C) 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。

D) 排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ及び粗大ごみ処理手数料の見直しを随時行います。

(2) 中間処理

計画目標年度である平成 37 年度の中間処理方法は、以下に示すとおりです。

燃えるごみ

燃えるごみは現状と同様に、環境センター焼却施設で処理します。

燃えないごみ

燃えないごみは現状と同様に、最終処分場にて埋立処分としますが、埋立する前に分別を現地で行い資源物を回収します。

資源回収

資源回収は現状と同様に、環境センター資源化施設で選別・圧縮・保管した後、資源再生業者に引き渡します。

粗大ごみ

粗大ごみは、現状と同様に最終処分場にて埋立処分としますが、埋立する前に分別を現地で行い資源物を回収及び燃えるものは、環境センター焼却施設で焼却処理します。

(3) 最終処分

安定 5 品目（プラスチック、金属、ガラス陶磁器、ゴム、がれき）は安定型処分場で埋立処分します。

汚泥、焼却残渣の他、環境に影響を及ぼすおそれのあるものは、管理型処分場で埋立処分します。

8 . ごみ処理施設の整備に関する事項

平成 21 年度に実施した環境センター耐用度調査により作成した長期使用計画に基づき、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。

9. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会の積極的活用を推進します。

(2) 災害対策

震災および水害を被った場合に、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら、被災地域から発生する一般廃棄物を適切かつ円滑に処理が実施できるように、「震災廃棄物対策指針」(平成10年10月)及び「水害廃棄物対策指針」(平成17年6月)を踏まえた「災害廃棄物処理計画」を速やかに策定します。

(3) 不適正排出対策及び不法投棄防止対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に浸透していないことから、ごみの適正排出適正処理に向けた啓発を推進します。

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄に向けた監視をさらに強化していきます。

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理行政の沿革など

公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等を効果的に組合わせて、県内全域で一日も早く汚水処理施設が使用できるようにするための指針である「全県域下水道化構想」に基づいて、汚水処理施設の整備を進めています。

公共下水道

公共下水道は、昭和48年度に公共下水道事業に着手し、昭和60年に土岐市御幸町3丁目にある浄化センター（汚水処理場）を供用開始し、順次下水道整備を行っています。

農業集落排水施設

農業集落排水施設は、農業集落におけるし尿、生活雑排水の汚水を処理する施設の整備を行い、農業用用水又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を図ることを目的に整備しています。鶴里町柿野地区にて平成20年2月より供用開始しています。

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、かつて、規模の大きい施設を中心に設置されていましたが、平成13年4月の浄化槽法の一部改正にともない、単独処理浄化槽の設置が禁止され、近年、一般家庭等においても合併処理浄化槽の普及が進んでいます。

当市においては、下水道事業計画認可区域外及び農業集落排水施設予定処理区域外で50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する際に補助金を交付する制度を設け、合併処理浄化槽の普及に努めています。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する単独浄化槽は、便所の水洗化に従いし尿汲み取りから切り替えられてきました。しかし、単独処理浄化槽は生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ排出し水質汚濁源となっていることから、平成13年4月に浄化槽法の一部改正が行われ、その新設が原則廃止となりましたが、まだ多く単独処理浄化槽が占めていることから、早期に下水道や合併処理浄化槽への転換を進めています。

くみ取り

し尿くみ取りは、単独浄化槽と同様に生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ排出し水質汚濁源となっているため、早期に下水道や合併処理浄化槽への転換を進めています。

(2) 生活排水処理体系

生活排水処理体系は、図4-1に示すとおりです。

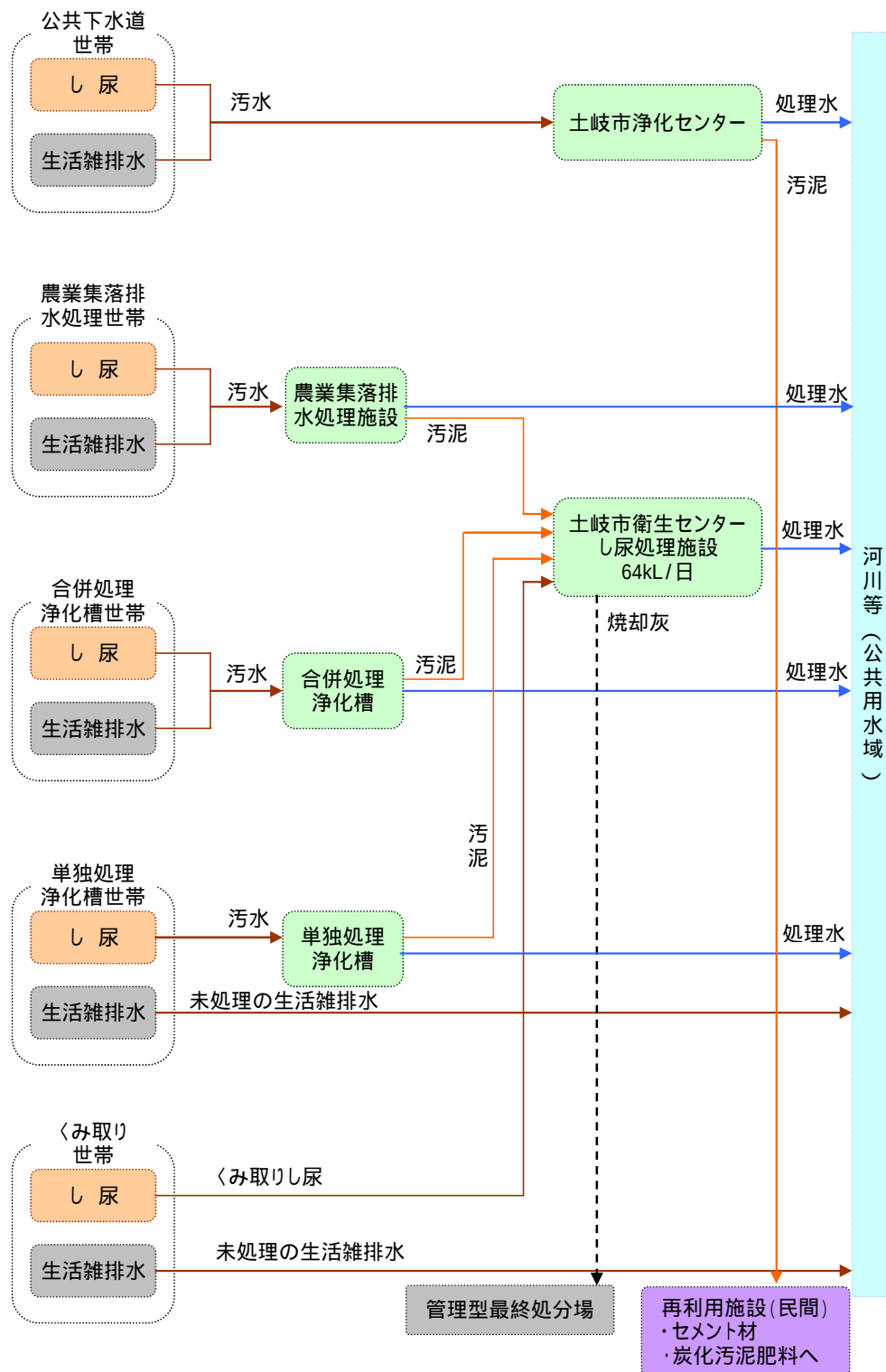


図4-1 生活排水処理体系

(3) 生活排水処理主体

平成 22 年度における生活排水の処理主体は、表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1 生活排水処理主体

処理施設の種類の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水、工場排水等	土岐市
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	土岐市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	土岐市

(4) 処理形態別人口等の推移

過去 5 年間の生活排水における処理形態別人口の推移は、表 4-2 に示すとおりです。

水洗化・生活雑排水処理人口のうち合併処理浄化槽人口、公共下水道人口及び農業集落排水施設人口は、年々増加しています。

水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）や非水洗化人口（くみ取り人口）は減少しています。

生活排水処理率（計画処理区域内人口のうち水洗化・生活雑排水処理人口の占める割合）は、年々増加しています。

表 4-2 処理形態別人口等の推移

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
処理 形態 別 人口	1. 計画処理区域内人口	63,839	63,612	63,278	63,003	62,663
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	44,004	44,730	45,620	46,230	46,695
	(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽	6,375	6,481	6,541	6,613	6,623
	(3) 公共下水道	37,629	38,249	39,060	39,460	39,828
	(4) 農業集落排水施設	0	0	19	157	244
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	4,602	4,430	4,235	4,107	3,953
	単独処理浄化槽	4,602	4,430	4,235	4,107	3,953
	4. 非水洗化人口	15,233	14,452	13,423	12,666	12,015
5. 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0
生活排水処理率		68.9	70.3	72.1	73.4	74.5

生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

(各年 3 月 31 日の値)

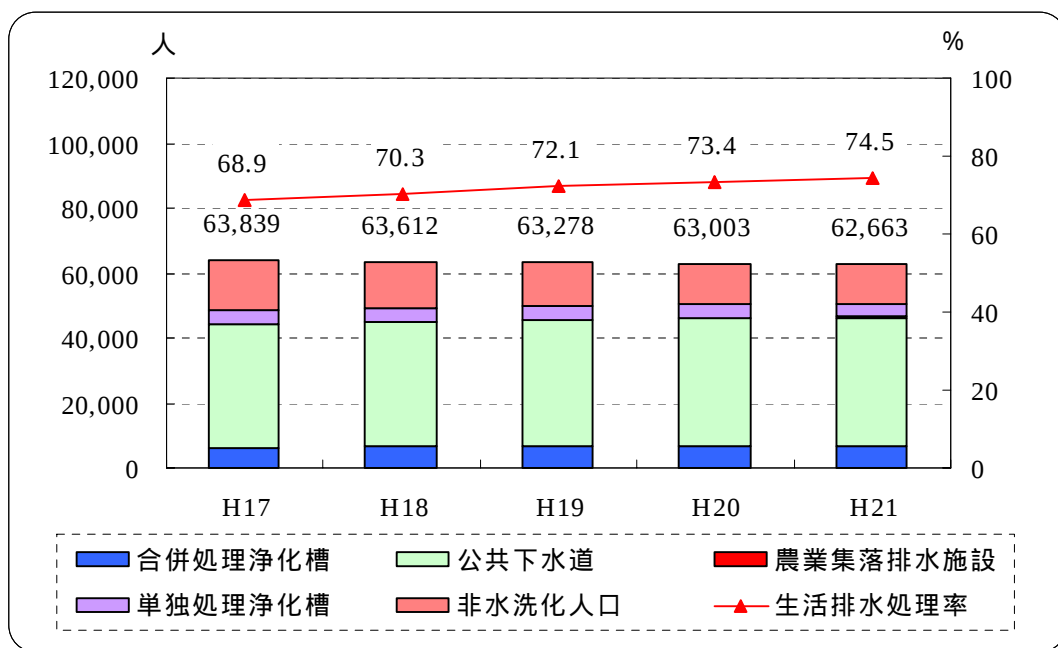


図 4-2 処理形態別人口等の推移

(5) 生活排水処理施設

当市における生活排水処理施設は、以下のとおりです。

公共下水道

公共下水道である浄化センターの整備状況は、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 下水道整備状況

区 分		全 体 計 画	下水道法認可	H21年度末現在の整備状況	
目 標 年 次		H37年度	H27年度		
雨水	排 水 面 積	1,971 h a	1,832 h a	1,595 h a	
	雨水調整池数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
汚水	処 理 面 積	2,270 h a	1,973 h a	1,595 h a	
	処 理 人 口	51,000人	53,426人	50,612人	
	処理水量（日最大）	27,100m ³ /日	25,200m ³ /日	19,901m ³ /日	
管渠延長		污水管	（ 438 k m ）	（ 391 k m ）	321 k m
		雨水管	（ 31 k m ）	（ 29 k m ）	29 k m
処理方式		凝集剤併用 ステップ流入式 多段硝化脱窒法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	
			凝集剤併用 ステップ流入式 多段硝化脱窒法	凝集剤併用 ステップ流入式 多段硝化脱窒法	
処理場敷地面積		46,320m ²	46,320m ²	46,320m ²	
処理施設能力（日最大）		27,100m ³ /日	26,000m ³ /日	19,900m ³ /日	
污泥処理方式		濃縮 脱水	濃縮 脱水	濃縮 脱水	
污泥処分方法		有効利用	有効利用	有効利用	
高度処理の方式		有	一部有	一部有	
ポンプ場設置	汚水	0箇所	0箇所	0箇所	
	雨水	0箇所	0箇所	0箇所	

農業集落排水施設

平成 22 年度現在の当市における農業集落排水施設は、鶴里町柿野地区の 1 施設であり、平成 19 年度に供用開始し、その事業計画区域面積は 67.3ha、計画人口は 990 人です。

し尿処理施設

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、土岐市衛生センターし尿処理施設で処理しています。し尿処理施設の概要は、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 し尿処理施設の概要

施 設 名 称	土岐市衛生センター
施 設 所 管	土岐市
所 在 地	〒509-5142 岐阜県土岐市泉町久尻1532-1-1 TEL 0572-55-3429 FAX 0572-55-0497
計 画 処 理 能 力	64kL/日（し尿 30kL/日、浄化槽汚泥 34kL/日）
処 理 方 式	水 処 理：主処理……膜分離高負荷脱窒素処理方式 高度処理…凝集膜分離＋活性炭吸着処理 汚泥処理：余剰汚泥…脱水＋焼却 凝集汚泥…脱水＋焼却 脱臭処理：高濃度臭気：焼却及び脱窒素槽で生物処理 中濃度臭気：薬液(酸＋アルカリ・塩素剤) 洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
プ ロ セ ス 用 水	河川の表流水
放 流 先	深沢川（2級河川）
し 渣 処 分 方 法	焼却
汚 泥 処 分 の 方 法	焼却
焼 却 灰 処 理 方 法	搬出埋立
竣 工 年 度	平成8年度
設 計 ・ 施 工	アタカ工業株式会社

(6) し尿・浄化槽汚泥の収集・処理実績

し尿・浄化槽汚泥の収集・処理実績は、表 4-5 に示すとおりです。

し尿・浄化槽汚泥共に年々減少しています。これに伴い 1 日平均処理量も減少しています。

表 4-5 し尿・浄化槽汚泥収集・処理量の推移

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
し 尿 (kL/年)	6,811	6,451	6,081	5,616	5,315
浄化槽汚泥 (kL/年)	9,028	8,284	8,631	8,695	8,870
合 計 (kL/年)	15,839	14,735	14,712	14,311	14,185
1日平均処理量 (kL/年)	43.4	40.4	40.2	39.2	38.9

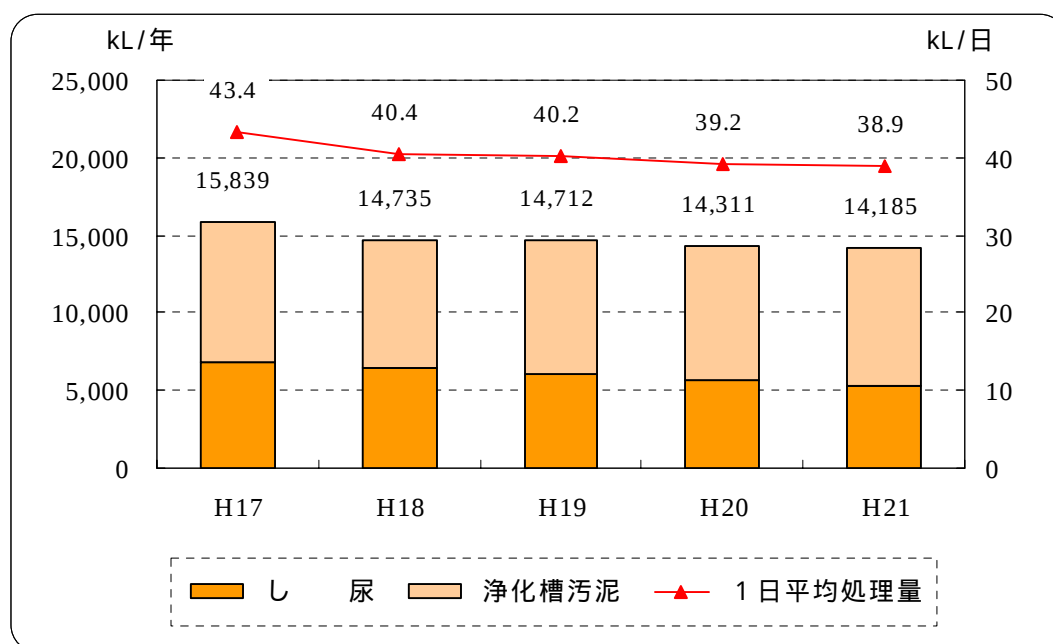


図 4-3 し尿・浄化槽汚泥収集・処理量の推移

(7) し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量

し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量は、表4-6に示すとおりです。

し尿、浄化槽汚泥共に年度間で大きな変動はなく、過去5年間の平均では、し尿1.22L/人・日、浄化槽汚泥2.19L/人・日となります。

表4-6 し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の推移

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
し 尿 (L/人・日)	1.22	1.22	1.24	1.21	1.21
浄化槽汚泥 (L/人・日)	2.25	2.08	2.18	2.19	2.25

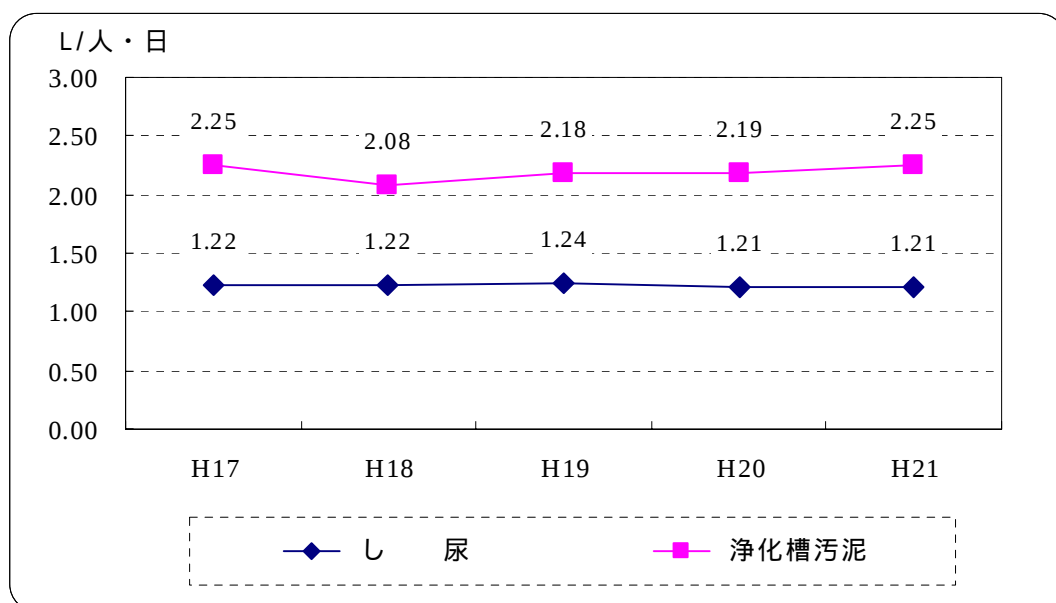


図4-4 し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の推移

2. 生活排水処理の課題

(1) 生活雑排水処理の課題

し尿くみ取り家庭等や単独処理浄化槽設置家庭等においては、依然として生活雑排水を未処理のまま河川等の公共用水域へ放流しています。

こうした家庭等から排出される生活雑排水は、河川等への水質汚濁の大きな要因となっていることから、下水道処理区域内にあっては下水道への切り替えを、下水道処理区域外にあっては合併処理浄化槽等への切り替えを一層進めていく必要があります。

(2) 浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の保守点検、清掃、法定検査（以下「浄化槽の3つの義務」という。）について、岐阜県は全国でも受検率が高い地域ではありますが、依然として浄化槽の3つの義務を行っていない世帯が見受けられます。こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず、周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があるため、一層の周知を図る必要があります。

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理の課題

下水道整備が進むに従い、当市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集量は、年々減少することが予想されるため、し尿処理施設の処理能力に対して処理量が過少になる場合の施設運営のあり方について検討する必要があります。

3. 生活排水処理基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水による水質汚濁は、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきました。このことから、生活排水を適正に処理することが重要となっており、市民に対しては生活排水対策の必要性等について広く啓発を図る必要があります。今後は、環境への負荷をできる限り少なくした循環型社会への移行が必要であり、流れる水に清流がよみがえり、蜚や淡水魚等をはじめとする多様な水生生物の生息が可能な河川の復活をめざすものとします。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに生活排水の処理施設を逐次整備していくこととします。

生活排水処理施設整備の基本方針については、都市生活の衛生面、快適性からみて、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽による整備を推進し、衛生的かつ快適な生活環境を確保するとともに、生活雑排水の河川への流入を防止していくこととします。

(3) 達成目標

当計画の達成目標は、表4-7に示すとおりとします。

表4-7 達成目標

区 分	現在 (平成21年度)	目標年度 (平成37年度)
計画処理区域内人口 (人)	62,663	53,943
水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	46,695	53,079
生活排水処理率 (%)	74.5	98.4

4. 処理形態別人口等の将来見通し

基本方針を基に予想される処理形態別人口及び要処理量の将来見通しは、表 4-8 に示すとおりです。

表 4-8 処理形態別人口等の将来見通し

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
処理形態別人口	1.計画処理区域内人口 (人)	63,839	63,612	63,278	63,003	62,663
	2.水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	44,004	44,730	45,620	46,230	46,695
	(1) コミュニティ・プラント (人)	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽 (人)	6,375	6,481	6,541	6,613	6,623
	(3) 公共下水道 (人)	37,629	38,249	39,060	39,460	39,828
	(4) 農業集落排水施設 (人)	0	0	19	157	244
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (人)	4,602	4,430	4,235	4,107	3,953
	単独処理浄化槽 (人)	4,602	4,430	4,235	4,107	3,953
	4.非水洗化人口 (人)	15,233	14,452	13,423	12,666	12,015
	5.計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生 活 排 水 処 理 率 (%)		68.9	70.3	72.1	73.4	74.5
要処理量	し 尿 量 (k L)	6,811	6,451	6,081	5,616	5,315
	浄 化 槽 汚 泥 量 (k L)	9,028	8,284	8,631	8,695	8,870
	要 処 理 量 (k L)	15,839	14,735	14,712	14,311	14,185

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
処理形態別人口	1.計画処理区域内人口 (人)	62,387	61,866	61,318	60,739	60,138
	2.水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	47,104	47,487	47,889	48,289	48,689
	(1) コミュニティ・プラント (人)	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽 (人)	6,624	6,638	6,671	6,703	6,736
	(3) 公共下水道 (人)	40,169	40,511	40,852	41,193	41,535
	(4) 農業集落排水施設 (人)	311	339	366	393	419
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (人)	3,761	3,557	3,354	3,151	2,948
	単独処理浄化槽 (人)	3,761	3,557	3,354	3,151	2,948
	4.非水洗化人口 (人)	11,522	10,821	10,075	9,299	8,500
	5.計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生 活 排 水 処 理 率 (%)		75.5	76.8	78.1	79.5	81.0
要処理量	し 尿 量 (k L)	5,130	4,832.0	4,486.0	4,140.0	3,784.0
	浄 化 槽 汚 泥 量 (k L)	8,300	8,171.0	8,013.0	7,876.0	7,741.0
	要 処 理 量 (k L)	13,430	13,003	12,499	12,016	11,525

各年 3 月 31 日の値

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
処理形態別人口	1.計画処理区域内人口 (人)	59,568	58,978	58,375	57,753	57,116
	2.水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	49,089	49,492	49,892	50,291	50,691
	(1) コミュニティ・プラント (人)	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽 (人)	6,784	6,835	6,884	6,933	6,982
	(3) 公共下水道 (人)	41,876	42,217	42,559	42,900	43,241
	(4) 農業集落排水施設 (人)	429	439	449	458	467
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (人)	2,736	2,524	2,314	2,106	1,899
	単独処理浄化槽 (人)	2,736	2,524	2,314	2,106	1,899
	4.非水洗化人口 (人)	7,743	6,963	6,169	5,356	4,527
	5.計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)		82.4	83.9	85.5	87.1	88.8
要処理量	し尿量 (k L)	3,457	3,100	2,747	2,385	2,021
	浄化槽汚泥量 (k L)	7,630	7,481	7,352	7,224	7,118
	要処理量 (k L)	11,087	10,581	10,099	9,609	9,139

区 分		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
処理形態別人口	1.計画処理区域内人口 (人)	56,656	56,103	55,555	55,012	54,475	53,943
	2.水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	51,120	51,510	51,913	52,301	52,691	53,079
	(1) コミュニティ・プラント (人)	0	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽 (人)	7,059	7,100	7,152	7,203	7,257	7,309
	(3) 公共下水道 (人)	43,583	43,924	44,265	44,607	44,948	45,289
	(4) 農業集落排水施設 (人)	478	487	496	491	486	481
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (人)	1,687	1,474	1,264	1,056	849	645
	単独処理浄化槽 (人)	1,687	1,474	1,264	1,056	849	645
	4.非水洗化人口 (人)	3,849	3,118	2,378	1,655	935	219
	5.計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)		90.2	91.8	93.4	95.1	96.7	98.4
要処理量	し尿量 (k L)	1,714	1,388	1,059	738	416	97
	浄化槽汚泥量 (k L)	6,991	6,853	6,727	6,619	6,479	6,357
	要処理量 (k L)	8,705	8,241	7,786	7,357	6,895	6,454

各年3月31日の値

5. 生活排水処理計画

(1) 処理の目標

基本方針を実現するため、これまでの諸施策を基にして、各地域の実情に対応した処理施設の整備を推進していきます。

生活排水処理の目標

生活排水処理率を、現状（平成21年度実績74.5％）に対して、目標年度（平成37年度）に98.4％まで向上する。

(2) 処理主体

生活排水の処理主体は、表4-9に示すとおりとします。

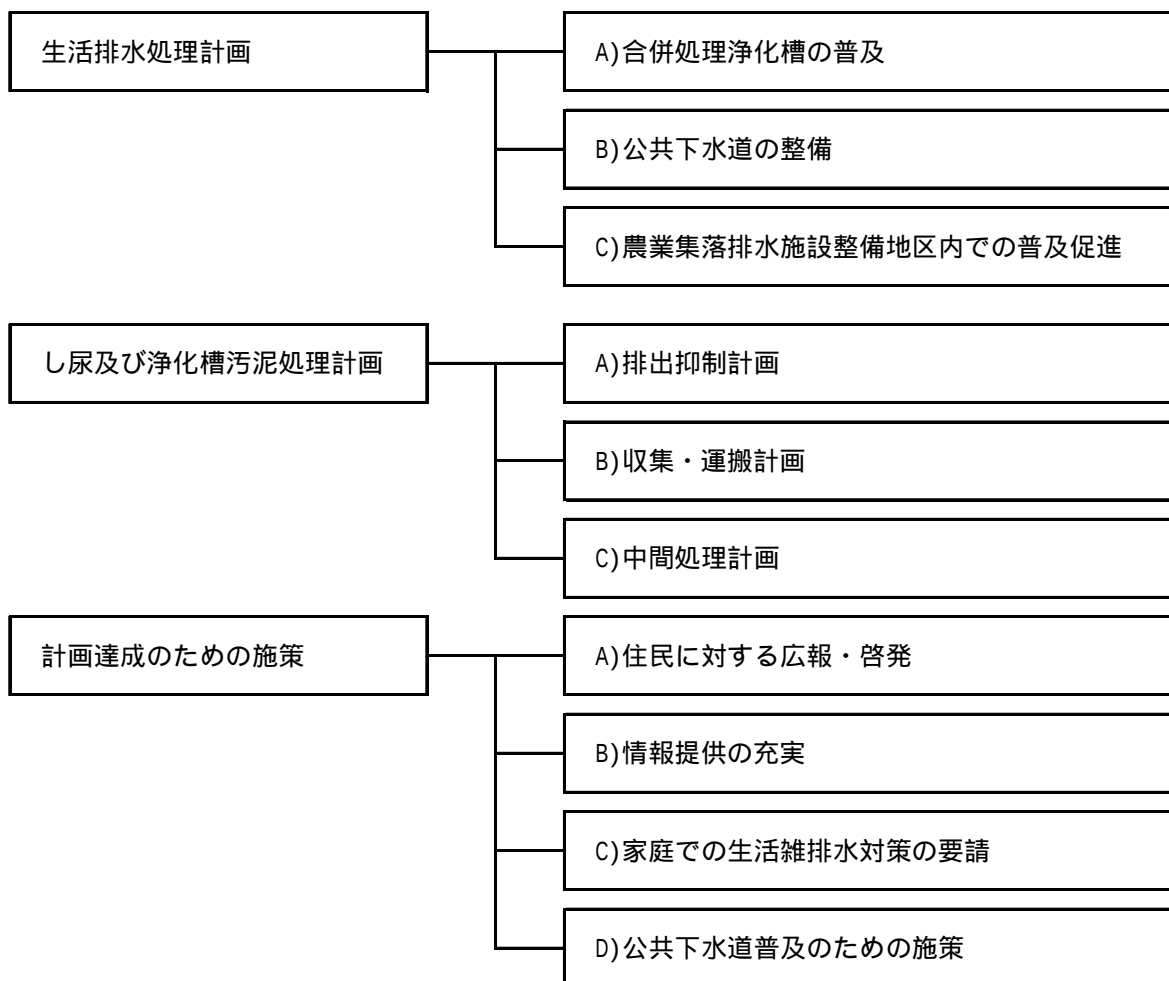
表4-9 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水、工場排水等	土岐市
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	土岐市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	土岐市

(3) 生活排水処理計画

生活排水処理基本計画の目標達成のためには、地域の住民・事業者の理解と協力が不可欠となります。このため、今後も住民・事業者に対する広報・啓発を継続し、行政と住民・事業者が一体となった水環境の保全に努めるものとします。

生活排水処理については、次の施策体系に示す取り組みを推進していきます。



生活排水処理計画

A) 合併処理浄化槽の普及

公共下水道計画区域及び農業集落排水施設の処理対象区域以外の全域を対象として、合併浄化槽の普及促進を図ります。

単独処理浄化槽を利用している家庭や事業所については、浄化槽設置整備事業補助制度の活用を促すなど合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、合併処理浄化槽転換への指導等を継続して行います。

B) 公共下水道の整備

公共下水道については、今後も公共下水道計画に基づき面整備を行うとともに、各家庭からの管渠への接続を推進していきます。

C) 農業集落排水施設整備地区内での普及促進

農業集落排水施設整備地区については、今後も地域住民の理解と協力を得ながら水洗化を促進していきます。

し尿及び浄化槽汚泥処理計画

A) 排出抑制計画

下水道への接続が可能な地域において、浄化槽から下水道への接続切り替えを指導し、浄化槽汚泥の排出抑制を推進していきます。

B) 収集・運搬計画

収集・運搬の方法は、今後も現行を基本とし、生活環境の保全に留意します。

また、し尿・浄化槽汚泥の収集量が将来的に減少することが予想されますが、車両、人員の合理的な配置や収集経路の適正化を推進することにより、適切かつ効率的な収集・運搬システムを今後も維持するものとします。

C) 中間処理施設

し尿・浄化槽汚泥は、今後も現行を基本とし、衛生センターで適正に処理していきます。処理施設においては、経年に伴う処理能力の低下等の諸問題が生じる可能性を考慮した上で、施設を適切に補修しながら長期使用していきます。

計画達成のための施策

A) 住民に対する広報・啓発

日常生活に伴う生活排水が河川等の水環境に及ぼす影響を認識し、負荷の軽減に努めるよう広報・啓発活動を展開していきます。

また、講習会や水環境に関連する行事の開催等により、水環境に関する環境学習・環境教育を推進します。

B) 情報提供の充実

広報やホームページ、パンフレット、小冊子等により、水環境の現状や保全する取り組みについての情報を広く提供していきます。

また、生活排水に関するホームページを充実させることにより、住民・事業者が必要なときに必要な情報を入手できるようにしていきます。

C) 家庭での生活雑排水対策の要請

生活雑排水の対策は、公共用水域の水質保全のみでなく、身近な水路や側溝の水質改善による生活環境の快適化・美化など、生活環境を総合的に保全することになります。

生活雑排水は、台所・風呂・洗濯など各家庭に発生源を持ち、行政側の一方的な規制は困難であるため、地域住民に対して各家庭での生活雑排水対策の推進の要請を今後も継続していきます。

各家庭での生活雑排水への対策は次の2つに大別されます。

- ・排水中に廃食用油や固形食物残さを混入させないなど、日常生活での改善対策の奨励。
- ・合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理の奨励。

D) 公共下水道普及のための施策

下水道への未接続は下水道事業を経済的に圧迫するほか、生活排水処理面での対策の遅れとなることから、住民に対して周知徹底を推進していきます。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

当計画を実行性のあるものとするため、行政はもとより、住民・事業者や関係機関などとの連携・協力により、全体的・総合的な推進を図ります。

ごみ処理、生活排水処理事業の円滑な実施に向けて推進体制の整備に努めていきます。

具体的には、ごみ処理は、環境センターと環境課、生活排水処理においては、衛生センター、環境課及び下水道課、環境教育・環境学習に関しては教育委員会、住民・事業者への広報・啓発に関しては情報推進の担当課といった部署との連携を図ります。

2. 計画の推進と公表

本計画の推進には、住民・事業者・行政の協働が必要です。住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「改善」(Action) のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価・改善を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、「広報とき」等により情報提供を行います。

資料1

ごみの見通し表(目標)

項 目		単位	H9	H12	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
(1)	計画収集人口	人	67,658	66,209	64,119	63,800	63,481	63,110	62,861	62,387	61,866	61,318	60,739	60,138	59,568	58,978	58,375	57,753	57,116	56,656	56,103	55,555	55,012	54,475	53,943	
(2)	1人1日平均排出量	g/人・日	923	961	1,042	1,076	1,059	1,055	1,027	976	974	974	973	973	972	972	973	973	973	973	973	974	974	974	975	
年間排出量	(3) ごみ総排出量	t/年	22,796.0	23,213.9	24,396.9	25,052.4	24,595.0	24,310.2	23,555.7	22,222.4	22,063.6	21,789.6	21,570.8	21,354.2	21,200.5	20,933.5	20,721.3	20,509.3	20,349.0	20,127.1	19,933.3	19,745.5	19,608.5	19,373.3	19,195.7	
	(4) 収集ごみ	t/年	15,321.4	15,819.1	16,435.7	17,244.6	16,923.2	16,405.9	16,191.5	15,405.9	15,266.1	15,052.1	14,872.8	14,692.0	14,558.4	14,350.2	14,177.0	14,000.4	13,856.1	13,688.5	13,533.8	13,381.1	13,263.9	13,082.6	12,936.2	
	(5) 燃えるごみ	t/年	12,118.4	12,101.4	12,937.3	13,545.6	13,422.4	13,080.5	12,979.8	12,235.5	12,134.9	11,966.3	11,830.9	11,694.4	11,599.9	11,436.4	11,305.2	11,171.2	11,067.1	10,935.8	10,818.3	10,702.3	10,618.6	10,474.9	10,363.4	
	(6) 燃えないごみ	t/年	1,471.0	1,345.3	1,149.8	1,196.7	1,064.8	1,009.9	996.8	988.2	982.7	971.3	962.1	952.6	946.2	934.2	924.7	914.8	907.2	897.4	888.7	880.0	873.8	862.9	854.5	
	(7) 資源回収	t/年	1,672.3	2,288.5	2,297.8	2,447.4	2,385.9	2,270.6	2,177.7	2,145.8	2,112.4	2,078.7	2,044.4	2,009.9	1,977.6	1,945.2	1,913.1	1,880.7	1,848.5	1,822.3	1,794.1	1,766.4	1,739.4	1,713.0	1,686.8	
	(8) リターナブル瓶類	t/年	21.0	8.3	9.5	8.1	5.1	2.7	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	
	(9) 雑びん類	t/年	634.3	594.5	453.7	475.4	444.7	424.3	408.3	398.2	384.3	370.6	357.1	343.9	331.3	319.2	307.4	295.7	284.5	274.6	264.5	254.8	245.5	236.6	227.8	
	(10) 缶 類	t/年	288.1	288.8	198.0	197.6	195.2	180.9	178.3	173.7	168.2	162.7	157.1	151.8	146.7	141.8	137.0	132.1	127.5	123.4	119.3	115.3	111.4	107.7	103.9	
	(11) 紙 類	t/年	694.2	1,258.6	1,462.5	1,519.5	1,510.2	1,438.1	1,355.7	1,345.7	1,334.5	1,322.7	1,310.2	1,297.2	1,284.9	1,272.2	1,259.2	1,245.8	1,232.0	1,222.1	1,210.2	1,198.4	1,186.6	1,175.1	1,163.6	
	(12) 繊維類	t/年	31.8	60.6	40.9	62.9	67.2	59.5	61.3	61.0	60.2	59.7	58.9	58.1	57.6	57.0	56.2	55.6	55.0	54.3	53.8	53.3	52.6	52.0	51.5	
	(13) ペットボトル	t/年	2.9	66.7	115.0	164.2	147.0	156.7	154.3	149.1	147.2	145.2	143.4	141.5	139.8	137.9	136.3	134.7	133.0	131.5	130.0	128.5	127.3	125.8	124.4	
	(14) 店 頭	t/年	0.0	11.0	18.2	19.8	16.5	8.5	17.8	15.9	15.8	15.6	15.5	15.3	15.2	15.0	14.9	14.7	14.5	14.4	14.3	14.1	14.0	13.9	13.7	
	(15) 粗大ごみ	t/年	59.7	83.9	50.8	54.9	50.1	44.9	37.2	36.4	36.1	35.8	35.4	35.1	34.7	34.4	34.0	33.7	33.3	33.0	32.7	32.4	32.1	31.8	31.5	
	(16) 直接搬入ごみ	t/年	5,524.0	5,398.2	6,243.1	6,096.5	6,079.8	6,347.1	5,949.0	5,402.4	5,382.4	5,329.5	5,293.0	5,260.1	5,239.5	5,187.1	5,150.6	5,117.7	5,100.5	5,052.1	5,015.6	4,982.7	4,961.4	4,913.4	4,884.1	
	(17) 燃えるごみ	t/年	4,311.1	4,513.6	5,670.5	5,607.4	5,591.3	5,642.1	5,499.0	4,887.8	4,870.0	4,825.8	4,796.6	4,767.4	4,752.8	4,705.3	4,676.1	4,646.9	4,635.7	4,592.2	4,563.0	4,533.8	4,518.6	4,475.4	4,449.8	
	(18) 燃えないごみ	t/年	1,212.9	884.6	572.6	489.1	488.5	705.0	450.0	514.6	512.4	503.7	496.4	492.7	486.7	481.8	474.5	470.8	464.8	459.9	452.6	448.9	442.8	438.0	434.3	
	(19) 集団回収	t/年	1,950.7	1,996.6	1,718.1	1,711.3	1,592.0	1,557.2	1,415.3	1,414.1	1,415.1	1,408.0	1,405.0	1,402.1	1,402.6	1,396.2	1,393.7	1,391.2	1,392.4	1,386.5	1,383.9	1,381.7	1,383.2	1,377.3	1,375.4	
	(20) リターナブル瓶類	t/年	31.6	22.1	11.8	10.9	9.2	8.6	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
	(21) 缶 類	t/年	8.7	7.7	9.2	9.2	8.7	9.0	8.4	8.3	8.4	8.0	8.0	8.0	7.6	7.6	7.6	7.3	7.3	7.3	6.9	6.9	6.9	6.5	6.5	
	(22) 紙 類	t/年	1,784.0	1,838.6	1,589.8	1,587.5	1,468.4	1,440.8	1,307.8	1,307.7	1,311.3	1,307.7	1,307.7	1,307.7	1,311.3	1,307.7	1,307.7	1,307.7	1,311.3	1,307.7	1,307.7	1,307.7	1,311.3	1,307.7	1,307.7	
	(23) 繊維類	t/年	126.4	128.2	107.3	103.7	105.8	98.7	92.3	91.2	88.5	85.4	82.4	79.5	76.8	74.0	71.5	69.3	66.9	64.6	62.4	60.2	58.1	56.2	54.3	
	収集ごみ発生原単位	(24) 収集ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	620.4	654.7	702.3	740.6	728.3	712.1	705.7	676.5	674.2	672.7	671.0	669.3	667.7	666.6	665.3	664.1	662.8	662.0	660.8	659.9	658.7	657.9	657.0
		(25) 燃えるごみ	g/人・日	490.7	500.8	552.8	581.7	577.7	567.8	565.7	537.3	535.9	534.7	533.7	532.8	532.1	531.3	530.6	529.9	529.4	528.8	528.3	527.8	527.4	526.8	526.3
(26) 燃えないごみ		g/人・日	59.6	55.7	49.1	51.4	45.8	43.8	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	
(27) 資源回収		g/人・日	67.7	94.7	98.2	105.1	102.6	98.6	95.0	94.2	93.3	93.0	92.3	91.5	90.6	90.3	89.7	89.2	88.4	88.2	87.5	87.1	86.3	86.1	85.7	
(28) リターナブル瓶類		g/人・日	0.8	0.3	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
(29) 雑びん類		g/人・日	25.7	24.6	19.4	20.4	19.1	18.4	17.8	17.5	17.0	16.6	16.1	15.7	15.2	14.8	14.4	14.0	13.6	13.3	12.9	12.6	12.2	11.9	11.6	
(30)																										

資料2

ごみの見通し表(予測)

項 目		単位	H9	H12	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
(1)	計画収集人口	人	67,658	66,209	64,119	63,800	63,481	63,110	62,861	62,387	61,866	61,318	60,739	60,138	59,568	58,978	58,375	57,753	57,116	56,656	56,103	55,555	55,012	54,475	53,943	
(2)	1人1日平均排出量	g/人・日	923	961	1,042	1,076	1,059	1,055	1,027	1,030	1,029	1,029	1,029	1,029	1,029	1,030	1,031	1,032	1,033	1,033	1,034	1,035	1,035	1,037	1,038	
年間排出量	(3) ごみ総排出量	t/年	22,796.0	23,213.9	24,396.9	25,052.4	24,595.0	24,310.2	23,555.7	23,462.4	23,303.6	23,029.6	22,810.8	22,594.2	22,440.5	22,173.5	21,961.3	21,749.3	21,589.0	21,367.1	21,173.3	20,985.5	20,848.5	20,613.3	20,435.7	
	(4) 収集ごみ	t/年	15,321.4	15,819.1	16,435.7	17,244.6	16,923.2	16,405.9	16,191.5	16,025.9	15,886.1	15,672.1	15,492.8	15,312.0	15,178.4	14,970.2	14,797.0	14,620.4	14,476.1	14,308.5	14,153.8	14,001.1	13,883.9	13,702.6	13,556.2	
	(5) 燃えるごみ	t/年	12,118.4	12,101.4	12,937.3	13,545.6	13,422.4	13,080.5	12,979.8	12,855.5	12,754.9	12,586.3	12,450.9	12,314.4	12,219.9	12,056.4	11,925.2	11,791.2	11,687.1	11,555.8	11,438.3	11,322.3	11,238.6	11,094.9	10,983.4	
	(6) 燃えないごみ	t/年	1,471.0	1,345.3	1,149.8	1,196.7	1,064.8	1,009.9	996.8	988.2	982.7	971.3	962.1	952.6	946.2	934.2	924.7	914.8	907.2	897.4	888.7	880.0	873.8	862.9	854.5	
	(7) 資源回収	t/年	1,672.3	2,288.5	2,297.8	2,447.4	2,385.9	2,270.6	2,177.7	2,145.8	2,112.4	2,078.7	2,044.4	2,009.9	1,977.6	1,945.2	1,913.1	1,880.7	1,848.5	1,822.3	1,794.1	1,766.4	1,739.4	1,713.0	1,686.8	
	(8) リターナブル瓶類	t/年	21.0	8.3	9.5	8.1	5.1	2.7	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	
	(9) 雑びん類	t/年	634.3	594.5	453.7	475.4	444.7	424.3	408.3	398.2	384.3	370.6	357.1	343.9	331.3	319.2	307.4	295.7	284.5	274.6	264.5	254.8	245.5	236.6	227.8	
	(10) 缶 類	t/年	288.1	288.8	198.0	197.6	195.2	180.9	178.3	173.7	168.2	162.7	157.1	151.8	146.7	141.8	137.0	132.1	127.5	123.4	119.3	115.3	111.4	107.7	103.9	
	(11) 紙 類	t/年	694.2	1,258.6	1,462.5	1,519.5	1,510.2	1,438.1	1,355.7	1,345.7	1,334.5	1,322.7	1,310.2	1,297.2	1,284.9	1,272.2	1,259.2	1,245.8	1,232.0	1,222.1	1,210.2	1,198.4	1,186.6	1,175.1	1,163.6	
	(12) 繊維類	t/年	31.8	60.6	40.9	62.9	67.2	59.5	61.3	61.0	60.2	59.7	58.9	58.1	57.6	57.0	56.2	55.6	55.0	54.3	53.8	53.3	52.6	52.0	51.5	
	(13) ペットボトル	t/年	2.9	66.7	115.0	164.2	147.0	156.7	154.3	149.1	147.2	145.2	143.4	141.5	139.8	137.9	136.3	134.7	133.0	131.5	130.0	128.5	127.3	125.8	124.4	
	(14) 店 頭	t/年	0.0	11.0	18.2	19.8	16.5	8.5	17.8	15.9	15.8	15.6	15.5	15.3	15.2	15.0	14.9	14.7	14.5	14.4	14.3	14.1	14.0	13.9	13.7	
	(15) 粗大ごみ	t/年	59.7	83.9	50.8	54.9	50.1	44.9	37.2	36.4	36.1	35.8	35.4	35.1	34.7	34.4	34.0	33.7	33.3	33.0	32.7	32.4	32.1	31.8	31.5	
	(16) 直接搬入ごみ	t/年	5,524.0	5,398.2	6,243.1	6,096.5	6,079.8	6,347.1	5,949.0	6,022.4	6,002.4	5,949.5	5,913.0	5,880.1	5,859.5	5,807.1	5,770.6	5,737.7	5,720.5	5,672.1	5,635.6	5,602.7	5,581.4	5,533.4	5,504.1	
	(17) 燃えるごみ	t/年	4,311.1	4,513.6	5,670.5	5,607.4	5,591.3	5,642.1	5,499.0	5,507.8	5,490.0	5,445.8	5,416.6	5,387.4	5,372.8	5,325.3	5,296.1	5,266.9	5,255.7	5,212.2	5,183.0	5,153.8	5,138.6	5,095.4	5,069.8	
	(18) 燃えないごみ	t/年	1,212.9	884.6	572.6	489.1	488.5	705.0	450.0	514.6	512.4	503.7	496.4	492.7	486.7	481.8	474.5	470.8	464.8	459.9	452.6	448.9	442.8	438.0	434.3	
	(19) 集団回収	t/年	1,950.7	1,996.6	1,718.1	1,711.3	1,592.0	1,557.2	1,415.3	1,414.1	1,415.1	1,408.0	1,405.0	1,402.1	1,402.6	1,396.2	1,393.7	1,391.2	1,392.4	1,386.5	1,383.9	1,381.7	1,383.2	1,377.3	1,375.4	
	(20) リターナブル瓶類	t/年	31.6	22.1	11.8	10.9	9.2	8.6	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
	(21) 缶 類	t/年	8.7	7.7	9.2	9.2	8.7	9.0	8.4	8.3	8.4	8.0	8.0	8.0	8.0	7.6	7.6	7.6	7.3	7.3	7.3	6.9	6.9	6.9	6.5	
	(22) 紙 類	t/年	1,784.0	1,838.6	1,589.8	1,587.5	1,468.4	1,440.8	1,307.8	1,307.7	1,311.3	1,307.7	1,307.7	1,307.7	1,311.3	1,307.7	1,307.7	1,307.7	1,311.3	1,307.7	1,307.7	1,307.7	1,311.3	1,307.7	1,307.7	
	(23) 繊維類	t/年	126.4	128.2	107.3	103.7	105.8	98.7	92.3	91.2	88.5	85.4	82.4	79.5	76.8	74.0	71.5	69.3	66.9	64.6	62.4	60.2	58.1	56.2	54.3	
	収集ごみ発生原単位	(24) 収集ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	620.4	654.7	702.3	740.6	728.3	712.1	705.7	703.8	701.9	700.3	698.9	697.6	696.5	695.4	694.5	693.6	692.8	692.0	691.2	690.5	689.8	689.2	688.5
		(25) 燃えるごみ	g/人・日	490.7	500.8	552.8	581.7	577.7	567.8	565.7	564.6	563.3	562.4	561.6	561.0	560.5	560.1	559.7	559.4	559.1	558.8	558.6	558.4	558.2	558.0	557.8
(26) 燃えないごみ		g/人・日	59.6	55.7	49.1	51.4	45.8	43.8	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	
(27) 資源回収		g/人・日	67.7	94.7	98.2	105.1	102.6	98.6	95.0	94.3	93.6	92.9	92.2	91.6	91.0	90.4	89.8	89.2	88.7	88.1	87.6	87.1	86.6	86.2	85.7	
(28) リターナブル瓶類		g/人・日	0.8	0.3	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
(29) 雑びん類		g/人・日	25.7	24.6	19.4	20.4	19.1	18.4	17.8	17.5	17.0	16.6	16.1	15.7	15.2	14.8	14.4									